

租税特別措置法施行令(昭和三十二年政令第四十三号)第二十六条の二十八の五第九項の規定に基づき、エネルギーの使用の合理化に資する増築、改築、修繕又は模様替を次のように定めたので、同条第十項の規定により、告示する。

平成二十一年三月三十一日

国土交通大臣 金子一義

租税特別措置法施行令(以下「令」という。)第二十六条の二十八の五第十五項に規定する国土交通大臣が財務大臣と協議して定めるエネルギーの使用の合理化に資する増築、改築、修繕又は模様替を次のように定める。

1 令第26条の28の5第15項に規定する国土交通大臣が財務大臣と協議して定めるエネルギーの使用の合理化に資する増築、改築、修繕又は模様替は、次の各号のいずれかに該当する工事とする。

一 次のアに定める工事又は次のアに定める工事と併せて行う次のウからオまでに定める工事(地域区分(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令における算出方法等に係る事項(平成28年国土交通省告示第265号)別表第10に掲げる地域の区分をいう。以下同じ。))が8地域の場合にあっては、次のイに定める工事又は次のイに定める工事と併せて行う次のウからオまでに定める工事)(次のウからオまでに定める工事については、発泡プラスチック保温材(産業標準化法(昭和24年法律第185号)に基づく日本産業規格(以下「日本産業規格」という。)A9511(発泡プラスチック保温材)に定めるものをいう。)を用いる場合にあってはB種を、建築物断熱用吹付け硬質ウレタンフォーム(日本産業規格A9526(建築物断熱用吹付け硬質ウレタンフォーム)に定めるものをいう。)を用いる場合にあってはB種を、その他の場合にあっては発泡剤としてフロン類(フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(平成13年法律第64号)第2条第1項に規定するフロン類をいう。)を用いた断熱材を用いない工事に限る。次号において同じ。)

ア 全ての居室の全ての窓の断熱性を高める工事(全ての居室の外気に接する全ての窓(既存の窓の室内側に設置する既存の窓と一体となった窓を含む。以下同じ。))の断熱性を高める工事で、窓の熱貫流率が、地域区分に応じ、施工後に新たに別表1-1に掲げる基準値以下となるもの又はこれと同等以上の性能を有するものとなるものをいう。)

イ 全ての居室の全ての窓の日射遮蔽性を高める工事(全ての居室の外気に接する全ての窓の日射遮蔽性を高める工事で、開口部の建具、付属部材、ひさし、軒その他日射の侵入を防止する部分が、地域区分及び方位に応じ、施工後に新たに別表1-2に掲げる基準値以下となるもの又はこれと同等以上の性能を有するものとなるものをいう。)

ウ 天井等の断熱性を高める工事(屋根(小屋裏又は天井裏が外気に通じているものを除く。以下同じ。))、屋根の直下の天井又は外気等(外気又は外気に通じる床裏、小屋裏若しくは天井裏をいう。以下同じ。))に接する天井の断熱性を高める工事(住宅部分の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準及び一次エネルギー消費量に関する基準(平成28年国土交通省告示第266号)第1項(1)に掲げる部分以外の部分(以下「断熱構造とする部分以外の部分」という。))の工事を除く。)で、鉄筋コンクリート造、組積造その他これらに類する構造(以下「鉄筋コンクリート造等」という。))の住宅にあっては熱橋(構造部材、下地材、窓枠下材その他断熱構造を貫通する部分であって、断熱性能が周囲の部分より劣るものをいう。以下同じ。))となる部分を除いた熱貫流率が、その他の住宅にあっては熱橋となる部分(壁に設けられる横架材を除く。))による低減を勘案した熱貫流率が、それぞれ住宅の種類、断熱材の施工法、部位及び地域区分に応じ、施工後に新たに別表2に掲げる基準値以下となるもの又は各部位の断熱材の熱抵抗が、住宅の種類、断熱材の施工法、部位及び地域区分に応じ、施工後に新たに別表3に掲げる基準値以上となるものをいう。以下同じ。)

エ 壁の断熱性を高める工事(外気等に接する壁の断熱性を高める工事(断熱構造とする部分以外の部分の工事を除く。))で、鉄筋コンクリート造等の住宅にあっては熱橋となる部分を除いた熱貫流率が、その他の住宅にあっては熱橋となる部分(壁に設けられる横架材を除く。))による低減を勘案した熱貫流率が、それぞれ住宅の種類、断熱材の施工法、部位及び地域区分に応じ、施工後に新たに別表2に掲げる基準値以下となるもの又は断熱材の熱抵抗が、住宅の種類、断熱材の施工法、部位及び地域区分に応じ、施工後に新たに別表3に掲げる基準値以上となるもの(鉄骨造の住宅の壁であって外張断熱工法及び内張断熱工法以外のものにあっては、断熱材の抵抗が、地域、外装材(鉄骨柱及び梁の外気側において、鉄骨柱又は梁に直接接続する面状の材料をいう。以下同じ。))の熱抵抗、鉄骨柱が存する部分以外の壁(以下「一般部」という。以下同じ。))の断熱層(断熱材で構成される層をいう。以下同じ。))を貫通する金属製下地部材(以下「金属部材」という。))の有無及び断熱材を施工する箇所の区分に応じ、別表4に掲げる基準値以上となるもの)をいう。以下同じ。)

オ 床等の断熱性を高める工事(外気等に接する床(地盤面をコンクリートその他これに類する材料で覆ったもの又は床裏が外気に通じないもの(以下「土間床等」という。))を除く。))の断熱性を高める工事(外周が外気等に接する土間床等の外周部分の基礎の断熱性を高める工事を含み、断熱構造とする部分以外の部分の工事を除く。))で、鉄筋コンクリート造等の住宅にあっては熱橋となる部分を除いた熱貫流率が、その他の住宅にあっては熱橋となる部分(壁に設けられる横架材を除く。))による低減を勘案した熱貫流率が、それぞれ住宅の種類、断熱材の施工法、部位及び地域区分に応じ、施工後に新たに別表2に掲げる基準値以下となるもの又は各部位の断熱材の熱抵抗が、住宅の種類、断熱材の施工法、部位及び地域区分に応じ、施工後に新たに別表3に掲げる基準値以上となるものをいう。以下同じ。)

二 次のアに定める工事又は次のアに定める工事と併せて行う前号ウからオまでに定める工事(地域区分が8地域の場合にあっては、次のイに定める工事又は次のイに定める工事と併せて行う前号ウからオまでに定める工事)(住宅の断熱等性能等級(日

本住宅性能表示基準（平成13年国土交通省告示第1346号）別表2-1の（い）項に掲げる「5-1断熱等性能等級」をいう。以下同じ。）を一段階相当以上向上させ、改修工事後の住宅の断熱等性能等級が等級4又は一次エネルギー消費量等級（同項に掲げる「5-2一次エネルギー消費量等級」をいう。）が等級4以上かつ断熱等性能等級が等級3となる場合に限る。）

ア 窓の断熱性を高める工事（居室の外気に接する窓の断熱性を高める工事で、窓の熱貫流率が、地域区分に応じ、施工後に新たに別表1-1に掲げる基準値以下となるもの又はこれと同等以上の性能を有するものとなるものうち、前号アに定める工事を除いたものをいう。）

イ 窓の日射遮蔽性を高める工事（居室の外気に接する窓の日射遮蔽性を高める工事で、開口部の建具、付属部材、ひさし、軒その他日射の侵入を防止する部分が、地域区分及び方位に応じ、施工後に新たに別表1-2に掲げる基準値以下となるもの又はこれと同等以上の性能を有するものとなるものうち、前号イに定める工事を除いたものをいう。）

別表1-1

地域区分	1及び2	3	4	5及び6	7
熱貫流率の基準値 (単位 1平方メートル1度につきワット)	2.33		3.49	4.65	
「熱貫流率」とは、内外の温度差1度の場合において1平方メートル当たり貫流する熱量をワットで表した数値をいう。					

別表1-2

住宅の種類	建具の種類若しくはその組合せ又は付属部材、ひさし、軒等の設置
一戸建ての住宅	次のイ又はロに該当するもの イ ガラスの日射熱取得率が0.68以下のものに、ひさし、軒等を設けるもの ロ 付属部材を設けるもの
共同住宅等	付属部材又はひさし、軒等を設けるもの
<p>1 「ガラスの日射熱取得率」は、日本産業規格 R3106（板ガラスの透過率・反射率・放射率の試験方法及び建築用板ガラスの日射熱取得率の算定方法）に定める測定方法によるものとする。</p> <p>2 「付属部材」とは、紙障子、外付けブラインド（窓の直近外側に設置され、金属製スラット等の可変により日射調整機能を有するブラインド）その他これらと同等以上の日射遮蔽性能を有し、開口部に建築的に取り付けられるものをいう。</p> <p>3 「ひさし、軒等」とは、オーバーハング型の日除けで、外壁からの出寸法がその下端から窓下端までの高さの0.3倍以上のものをいう。</p>	

別表2

住宅の種類	断熱材の施工法	部位	熱貫流率の基準値						
			地域区分						
			1及び2	3	4	5及び6	7	8	
鉄筋コンクリート造等の住宅	内断熱工法	屋根又は天井	0.27	0.35	0.37	0.37	0.37	0.53	
		壁	0.39	0.49	0.75	0.75	0.75		
		床	外気に接する部分	0.27	0.32	0.37	0.37	0.37	
			その他の部分	0.38	0.46	0.53	0.53	0.53	
		土間床等の外周部分の基礎	外気に接する部分	0.52	0.62	0.98	0.98	0.98	
			その他の部分	1.38	1.60	2.36	2.36	2.36	

外断熱工法	屋根又は天井		0.32	0.41	0.43	0.43	0.43	0.62
	壁		0.49	0.58	0.86	0.86	0.86	
	床	外気に接する部分	0.27	0.32	0.37	0.37	0.37	
		その他の部分	0.38	0.46	0.53	0.53	0.53	
	土間床等の外周部分の基礎	外気に接する部分	0.52	0.62	0.98	0.98	0.98	
		その他の部分	1.38	1.60	2.36	2.36	2.36	
その他の住宅	屋根又は天井		0.17	0.24	0.24	0.24	0.24	0.24
	壁		0.35	0.53	0.53	0.53	0.53	
	床	外気に接する部分	0.24	0.24	0.34	0.34	0.34	
		その他の部分	0.34	0.34	0.48	0.48	0.48	
	土間床等の外周部分の基礎	外気に接する部分	0.27	0.27	0.52	0.52	0.52	
		その他の部分	0.71	0.71	1.38	1.38	1.38	

1 「熱貫流率」とは、内外の温度差1度の場合において1平方メートル当たり貫流する熱量をワットで表した数値であって、当該部位を熱の貫流する方向に構成している材料の種類及び厚さ、熱橋により貫流する熱量等を勘案して算出したものをいう。以下同じ。

2 鉄筋コンクリート造等の住宅において、「内断熱工法」とは鉄筋コンクリート造等の構造体の内側に断熱施工する方法を、「外断熱工法」とは構造体の外側に断熱施工する方法をいう。以下同じ。

3 一の住宅において複数の住宅の種類又は断熱材の施工法を採用している場合にあっては、それぞれの住宅の種類又は断熱材の施工法に応じた各部位の熱貫流率の基準値を適用するものとする。

4 土間床等の外周部分の基礎は、基礎の外側又は内側のいずれか又はその両方において、断熱材が地盤面に対して垂直であり、かつ、熱貫流率が表に掲げる基準値以下となる仕様で基礎底盤上端から基礎天端まで連続して施工されたもの又はこれと同等以上の断熱性能を確保できるものとしなければならない。ただし、玄関・勝手口及びこれに類する部分における土間床部分については、この限りではない。

別表3

住宅の種類	断熱材の施工法	部位	断熱材の熱抵抗の基準値 (単位 1ワットにつき平方メートル・度)						
			地域区分						
			1及び2	3	4	5及び6	7	8	
鉄筋コンクリート造等の住宅	内断熱工法	屋根又は天井		3.6	2.7	2.5	2.5	2.5	1.6
		壁		2.3	1.8	1.1	1.1	1.1	
		床	外気に接する部分	3.2	2.6	2.1	2.1	2.1	
			その他の部分	2.2	1.8	1.5	1.5	1.5	
		土間床等の外周部分の基礎	外気に接する部分	1.7	1.4	0.8	0.8	0.8	
			その他の部分	0.5	0.4	0.2	0.2	0.2	
	外断熱工法	屋根又は天井		3.0	2.2	2.0	2.0	2.0	1.4
		壁		1.8	1.5	0.9	0.9	0.9	
		床	外気に接する部分	3.2	2.6	2.1	2.1	2.1	
			その他の部分	2.2	1.8	1.5	1.5	1.5	
土間床等の外周部分の基礎	外気に接する部分	1.7	1.4	0.8	0.8	0.8			
	その他の部分	0.5	0.4	0.2	0.2	0.2			

木造の住宅	充填断熱工法	屋根又は天井	屋根	6.6	4.6	4.6	4.6	4.6	4.6
		天井	天井	5.7	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0
		壁		3.3	2.2	2.2	2.2	2.2	
		床	外気に接する部分	5.2	5.2	3.3	3.3	3.3	
			その他の部分	3.3	3.3	2.2	2.2	2.2	
		土間床等の外周部分の基礎	外気に接する部分	3.5	3.5	1.7	1.7	1.7	
その他の部分	1.2		1.2	0.5	0.5	0.5			
枠組壁工法の住宅	充填断熱工法	屋根又は天井	屋根	6.6	4.6	4.6	4.6	4.6	4.6
		天井	天井	5.7	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0
		壁		3.6	2.3	2.3	2.3	2.3	
		床	外気に接する部分	4.2	4.2	3.1	3.1	3.1	
			その他の部分	3.1	3.1	2.0	2.0	2.0	
		土間床等の外周部分の基礎	外気に接する部分	3.5	3.5	1.7	1.7	1.7	
その他の部分	1.2		1.2	0.5	0.5	0.5			
木造、枠組壁工法又は鉄骨造の住宅	外張断熱工法又は内張断熱工法	屋根又は天井		5.7	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0
		壁		2.9	1.7	1.7	1.7	1.7	
		床	外気に接する部分	3.8	3.8	2.5	2.5	2.5	
			その他の部分						
		土間床等の外周部分の基礎	外気に接する部分	3.5	3.5	1.7	1.7	1.7	
			その他の部分	1.2	1.2	0.5	0.5	0.5	

- 1 木造又は枠組壁工法の住宅において、「充填断熱工法」とは、屋根にあっては屋根組材の間、天井にあっては天井面、壁にあっては柱、間柱、たて枠の間及び外壁と内壁との間、床にあっては床組材の間に断熱施工する方法をいう。以下同じ。
- 2 木造、枠組壁工法又は鉄骨造の住宅において、「外張断熱工法」とは、屋根及び天井にあっては屋根たる木、小屋梁及び軒桁の外側、壁にあっては柱、間柱及びたて枠の外側、外気に接する床にあっては床組材の外側に断熱施工する方法をいう。以下同じ。
- 3 木造、枠組壁工法又は鉄骨造の住宅において、「内張断熱工法」とは、壁において柱及び間柱の内側に断熱施工する方法をいう。
- 4 一の住宅において複数の住宅の種類又は断熱材の施工法を採用している場合にあっては、それぞれの住宅の種類又は断熱材の施工法に応じた各部位の断熱材の熱抵抗の基準値を適用するものとする。
- 5 鉄筋コンクリート造等の住宅における一の部位において内断熱工法と外断熱工法を併用している場合にあっては、外側の断熱材の熱抵抗と内側の断熱材の熱抵抗の合計値について、上表における「内断熱工法」の基準値により判定できるものとする。
- 6 木造、枠組壁工法の住宅における一の部位において充填断熱工法と外張断熱工法を併用している場合にあっては、外張部分の断熱材の熱抵抗と充填部分の断熱材の熱抵抗の合計値について、上表における「充填断熱工法」の基準値により判定できるものとする。
- 7 土間床等の外周分の基礎にあっては、基礎の外側若しくは内側のいずれか又はその両方において、断熱材が地盤面に対して垂直であり、かつ、基礎底盤上端から基礎天端まで連続して施工されたもの又はこれと同等以上の断熱性能を確保できるものとしなければならない。ただし、玄関・勝手口及びこれに類する部分における土間床部分については、この限りではない。

耐震リフォーム

バリアフリー
リフォーム省エネルギー
リフォーム同居対応
リフォーム長期優良住宅化
リフォーム

住宅ローン減税

贈与税の
非課税措置

既存住宅の取得

登録免許税の
特例措置不動産取得税の
軽減措置

別表4

地域区分	外装材の熱抵抗	一般部の断熱層を貫通する金属部材の有無	断熱材の熱抵抗の基準値 (単位 1ワットにつき平方メートル・度)		
			断熱材を施工する箇所の区分		
			鉄骨柱、鉄骨梁部分	一般部	一般部において断熱層を貫通する金属部材
1及び2	0.56以上	無し	1.91	2.12	
		有り	1.91	3.57	0.72
	0.15以上0.56未満	無し	1.91	2.43	
		有り	1.91	3.57	1.08
	0.15未満	無し	1.91	3.00	
		有り	1.91	3.57	1.43
3	0.56以上	無し	0.63	1.08	
		有り	0.63	2.22	0.33
	0.15以上0.56未満	無し	0.85	1.47	
		有り	0.85	2.22	0.50
	0.15未満	無し	1.27	1.72	
		有り	1.27	2.22	0.72
4、5、6、7及び8	0.56以上	無し	0.08	1.08	
		有り	0.08	2.22	0.33
	0.15以上0.56未満	無し	0.31	1.47	
		有り	0.31	2.22	0.50
	0.15未満	無し	0.63	1.72	
		有り	0.63	2.22	0.72

附則（平成二十一年国土交通省告示第三百七十九号）

この告示は、平成二十一年四月一日から施行する。

附則（平成二十五年五月三十一日国土交通省告示第五百四十七号）

この告示は、平成二十五年十月一日から施行する。ただし、「第二十六条の二十八の五第九項」を「第二十六条の二十八の五第八項」に改める部分及び「第26条の28の5第9項」を「第26条の28の5第8項」に改める部分は、平成二十六年四月一日から施行する。

附則（平成二十五年九月三十日国土交通省告示第九百十一号）

この告示は、平成二十五年十月一日から施行する。

附則（平成二十八年国土交通省告示第五百九十一号）

この告示は、平成二十八年四月一日から施行する。

附則（平成二十九年国土交通省告示第二百八十九号）

1 この告示は、平成二十九年四月一日から施行する。

2 個人が所得税法等の一部を改正する等の法律（平成二十九年法律第四号）第十二条の規定による改正前の租税特別措置法（昭和三十三年法律第二十六号）第四十一条の十九の三第三項に規定する一般断熱改修工事等をした家屋（当該一般断熱改修工事等をした部分に限る。）を平成二十九年四月一日前に同項に定めるところによりその者の居住の用に供した場合については、なお従前の例による。

附則（令和元年国土交通省告示第二百二十七号）

この告示は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

平成25年 経済産業省・国土交通省告示第5号
(最終改正…令和2年 経済産業省/国土交通省告示第3号)

省エネ 所得税 投資型

租税特別措置法施行令第二十六条の二十八の五第十七項の規定に基づき国土交通大臣及び経済産業大臣が財務大臣と協議して指定する設備

発令 : 平成25年5月31日号外経済産業省、国土交通省告示第5号
最終改正 : 令和2年4月1日号外経済産業・国土交通省告示第3号
改正内容 : 令和2年4月1日号外経済産業・国土交通省告示第3号 [令和2年4月1日]

○租税特別措置法施行令第二十六条の二十八の五第十七項の規定に基づき国土交通大臣及び経済産業大臣が財務大臣と協議して指定する設備

[平成二十五年五月三十一日号外経済産業省、国土交通省告示第五号]

租税特別措置法施行令(昭和三十二年政令第四十三号)第二十六条の二十八の五第十項〔現行=一七項=平成二八年三月政令一五九号・二九年三月一四号により改正〕の規定に基づき、租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)第四十一条の十九の三第七項第一号に掲げる工事が行われる構造又は設備と一体となって効用を果たすエネルギーの使用の合理化に著しく資する設備として国土交通大臣及び経済産業大臣が財務大臣と協議して指定する設備を次のように定めたので告示する。

租税特別措置法施行令第二十六条の二十八の五第十七項の規定に基づき、租税特別措置法第四十一条の十九の三第十一項第一号に掲げる工事が行われる構造又は設備と一体となって効用を果たすエネルギーの使用の合理化に著しく資する設備として国土交通大臣及び経済産業大臣が財務大臣と協議して指定する設備は、次のとおりとする。

- 次に掲げる太陽熱利用冷温熱装置
 - 冷暖房等及び給湯の用に供するもののうち、産業標準化法(昭和三十二年法律第八十五号)に基づく日本産業規格(以下「日本産業規格」という。)A四一一二に適合するもの(蓄熱槽を有する場合にあっては、日本産業規格A四一一三に適合する太陽蓄熱槽を有するものに限る。)
 - 給湯の用に供するもののうち、日本産業規格A四一一一に適合するもの
- 潜熱回収型給湯器(ガス又は灯油の消費量が七十キロワット以下のものであり、かつ、日本産業規格S二一〇九又はS三〇三一に定める試験方法により測定した場合における熱効率が九十パーセント以上のものに限る。)
- ヒートポンプ式電気給湯器(定格加熱能力を定格消費電力で除して算出した数値の平均値が三・五以上のものに限る。)
- 燃料電池コージェネレーションシステム(発電及び給湯の用に供するものであって、固体高分子形の燃料電池を用いたもののうち日本産業規格C六二二八二一三二〇一に定める試験方法により測定した場合における、定格出力が〇・五キロワット以上一・五キロワット以下、廃熱回収流体の発電ユニット出口温度が五十度以上、発電効率が三十五パーセント以上及び総合効率が八十五パーセント以上のもの又は固体酸化物形の燃料電池を用いたもののうち日本産業規格C六二二八二一三二〇一に定める試験方法により測定した場合における、定格出力が〇・五キロワット以上一・五キロワット以下、廃熱回収流体の発電ユニット出口温度が六十度以上、発電効率が四十パーセント以上及び総合効率が八十五パーセント以上のものに限る。)
- ガスエンジン給湯器(ガスエンジンユニットが小出力発電設備であって、日本産業規格B八一二二に定める試験方法により測定した場合における総合効率が八十五パーセント以上のものであり、かつ、貯湯容量が九十リットル以上の貯湯槽を有するものに限る。)
- エアコンディショナー(エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令(昭和三十四年政令第二百六十七号)第十八条第二号に掲げるエアコンディショナーのうち、日本産業規格C九九〇一に定める省エネルギー基準達成率が百十四パーセント以上のものに限る。)

附 則

この告示は、平成二十六年四月一日から施行する。

附 則〔平成二五年一二月二七日経済産業・国土交通省告示第一〇号〕

この告示は、エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する等の法律〔平成二五年五月法律第二五号〕の施行の日(平成二十六年四月一日)から施行する。

附 則〔平成二八年三月三十一日経済産業・国土交通省告示第二号〕

この告示は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則〔平成二九年三月三十一日経済産業・国土交通省告示第四号〕

この告示は、平成二十九年四月一日から施行する。

附 則〔令和元年六月二八日経済産業・国土交通省告示第一号〕

この告示は、不正競争防止法等の一部を改正する法律〔平成三〇年五月法律第三三号〕の施行の日(令和元年七月一日)から施行する。

附 則〔令和二年四月一日経済産業・国土交通省告示第三号〕

この告示は、公布の日から施行する。

耐震リフォーム

バリアフリー
リフォーム

省エネリフォーム

同居対応
リフォーム

長期優良住宅化
リフォーム

住宅ローン減税

贈与税の
非課税措置

既存住宅の取得

登録免許税の
特例措置

不動産取得税の
軽減措置

平成21年 経済産業省告示第68号
 (最終改正…平成29年 経済産業省告示第91号)

省エネ 所得税 投資型

(租税特別措置法施行令第二十六条の二十八の五第十九項の規定に基づく租税特別措置法第四十一条の十九の三第十一項第一号に掲げる工事が行われた家屋と一体となって効用を果たす太陽光の利用に資する設備として経済産業大臣が財務大臣と協議して指定する設備)

(平成二十一年三月三十一日)

(経済産業省告示第六十八号)

改正 平成二五年 五月三十一日 経済産業省告示第一四八号
 同 二八年 三月三十一日 同 第一一四号
 同 二九年 三月三十一日 同 第九一号

租税特別措置法施行令(昭和三十三年政令第四十三号)第二十六条の二十八の五第十一項の規定に基づき、租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)第四十一条の十九の三第四項第一号に掲げる工事が行われた家屋と一体となって効用を果たす太陽光の利用に資する設備として経済産業大臣が財務大臣と協議して指定する設備を次のように定めたので告示する。

租税特別措置法施行令第二十六条の二十八の五第十九項の規定に基づき、租税特別措置法第四十一条の十九の三第十一項第一号に掲げる工事が行われた家屋と一体となって効用を果たす太陽光を電気に変換する設備として経済産業大臣が財務大臣と協議して指定する設備は、太陽光発電設備(太陽光エネルギーを直接電気に変換するもの(次の各号のいずれにも該当するものに限る。以下「太陽電池モジュール」という。))で、これと同時に設置する専用の架台、制御装置、直交変換装置、系統連系用保護装置、接続箱、直流側開閉器、交流側開閉器又は余剰電力販売用電力量計を含む。)とする。

- 一 当該太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値が十キロワット未満であるもの
- 二 当該太陽電池モジュールの変換効率(太陽光エネルギーを電気に変換する割合をいう。)が、次の表の上欄に掲げる太陽電池モジュールの種類ごとに、それぞれ当該下欄に定める値以上であるもの

太陽電池モジュールの種類	変換効率の値
シリコン結晶系	十三・五パーセント
シリコン薄膜系	七・〇パーセント
化合物系	八・〇パーセント

- 三 当該太陽電池モジュールの性能及び安全性についての認証を財団法人電気安全環境研究所(昭和三十八年二月二十二日に財団法人日本電気協会電気用品試験所という名称で設立された法人をいう。)から受けているもの又は当該認証を受けた太陽電池モジュールと同等以上の性能及び安全性を有するもの

- 四 当該太陽電池モジュールの公称最大出力の八十パーセント以上の出力が製造事業者(太陽電池モジュールを製造する事業者をいう。以下この号において同じ。)によって出荷後十年以上の期間にわたって保証されているもの及び当該太陽電池モジュールの保守点検の業務を製造事業者又は販売事業者(太陽電池モジュールを販売する事業者をいう。)が実施する体制を整備しているもの

附則

この告示は、平成二十一年四月一日から施行する。

附則(平成二五年五月三十一日経済産業省告示第一四八号)

この告示は、平成二十六年四月一日から施行する。

附則(平成二八年三月三十一日経済産業省告示第一一四号)

この告示は、平成二十八年四月一日から施行する。

附則(平成二九年三月三十一日経済産業省告示第九一号)

この告示は、平成二十九年四月一日から施行する。

平成21年 経済産業省・国土交通省告示第4号
 (最終改正…令和元年 経済産業省/国土交通省告示第2号)

省工ネ 所得税 投資型

租税特別措置法施行令(昭和三十二年政令第四十三号)第二十六条の二十八の五第七項の規定に基づき、国土交通大臣又は経済産業大臣が財務大臣とそれぞれ協議して定める金額を次のように定めたので、同条第八項の規定により、告示する。

平成二十一年三月三十一日

経済産業大臣 二階俊博
 国土交通大臣 金子一義

一 租税特別措置法施行令第二十六条の二十八の五第四項の規定に基づき、租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)第四十一条の十九の三第三項に規定する一般断熱改修工事等の標準的な費用の額のうち、同条第十一項第一号に規定するエネルギーの使用の合理化に資する改修工事の標準的な費用の額として国土交通大臣が財務大臣と協議して定める金額は、次のイ又はロに掲げる場合に応じ、それぞれイ又はロに定める金額(一般断熱改修工事等を行った家屋の当該一般断熱改修工事等に係る部分のうちにその者の居住の用以外の用に供する部分がある場合には、当該金額に、当該一般断熱改修工事等に要した費用の額のうち当該居住の用に供する部分に係る当該一般断熱改修工事等に要した費用の額の占める割合を乗じて計算した金額(当該一般断熱改修工事等を行った家屋が一棟の家屋でその構造上区分された数個の部分具有独立して住居その他の用途に供することができるものであって、その家屋の個人がその各部分を区分所有する場合には、当該金額に、当該一般断熱改修工事等に要した費用のうちにその者が負担する費用の割合を乗じて計算した金額。))とする。

イ 平成二十一年国土交通省告示第三百七十九号(このイ及びロにおいて単に「告示」という。)第一項第一号に定める工事を行った場合 次の表の上欄に掲げる工事の種別及び地域区分(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令における算出方法等に係る事項(平成二十八年国土交通省告示第二百六十五号)別表第10に掲げる地域の区分をいう。ロにおいて同じ。))に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額に、一般断熱改修工事等を行った家屋の床面積の合計を乗じて得た金額

工事の種別及び地域区分	単位当たりの金額
告示第一項第一号アに規定する全ての居室の全ての窓の断熱性を高める工事及び同号イに規定する全ての居室の全ての窓の日射遮蔽性を高める工事のうち、ガラスの交換(1から8地域まで)	床面積一平方メートルにつき 六千三百円
告示第一項第一号アに規定する全ての居室の全ての窓の断熱性を高める工事のうち、内窓の新設又は交換(1、2及び3地域)	床面積一平方メートルにつき 一万千三百円
告示第一項第一号アに規定する全ての居室の全ての窓の断熱性を高める工事のうち、内窓の新設(4、5、6及び7地域)	床面積一平方メートルにつき 八千円
告示第一項第一号アに規定する全ての居室の全ての窓の断熱性を高める工事のうち、サッシ及びガラスの交換(1、2、3及び4地域)	床面積一平方メートルにつき 一万九千円
告示第一項第一号アに規定する全ての居室の全ての窓の断熱性を高める工事のうち、サッシ及びガラスの交換(5、6及び7地域)	床面積一平方メートルにつき 一万五千元
告示第一項第一号ウに規定する天井等の断熱性を高める工事(1から8地域まで)	床面積一平方メートルにつき 二千七百元
告示第一項第一号エに規定する壁の断熱性を高める工事(1から8地域まで)	床面積一平方メートルにつき 一万九千四百円
告示第一項第一号オに規定する床等の断熱性を高める工事(1、2及び3地域)	床面積一平方メートルにつき 五千八百円
告示第一項第一号オに規定する床等の断熱性を高める工事(4、5、6及び7地域)	床面積一平方メートルにつき 四千六百元

耐震リフォーム

バリアフリー
 リフォーム

省エネルギー
 リフォーム

同居対応
 リフォーム

長期優良住宅化
 リフォーム

住宅ローン減税

贈与税の
 非課税措置

既存住宅の取得

登録免許税の
 特例措置

不動産取得税の
 軽減措置

省エネルギーフォーム

ロ 告示第一項第二号に定める工事を行った場合 次の表の上欄に掲げる工事の種類及び地域区分に応じ、それぞれ同表の中欄に定める額に、一般断熱改修工事等を行った家屋の床面積の合計及び同表の下欄に定める割合を乗じて得た金額

工事の種類及び地域区分	単位当たりの金額	割合
告示第一項第二号アに規定する窓の断熱性を高める工事及び同号イに規定する窓の日射遮蔽性を高める工事のうち、ガラスの交換（1から8地域まで）	床面積一平方メートルにつき 六千三百円	居室の外気に接する窓（既存の窓の室内側に設置する既存の窓と一体となった窓を含む。この欄において同じ。）のうち上欄に掲げる工事を行ったものの面積の合計を、全ての居室の外気に接する全ての窓の面積の合計で除した割合
告示第一項第二号アに規定する窓の断熱性を高める工事のうち、内窓の新設又は交換（1、2及び3地域）	床面積一平方メートルにつき 一万千三百円	
告示第一項第二号アに規定する窓の断熱性を高める工事のうち、内窓の新設（4、5、6及び7地域）	床面積一平方メートルにつき 八千円	
告示第一項第二号アに規定する窓の断熱性を高める工事のうち、サッシ及びガラスの交換（1、2、3及び4地域）	床面積一平方メートルにつき 一万九千円	
告示第一項第二号アに規定する窓の断熱性を高める工事のうち、サッシ及びガラスの交換（5、6及び7地域）	床面積一平方メートルにつき 一万五千元	
告示第一項第一号ウに規定する天井等の断熱性を高める工事（1から8地域まで）	床面積一平方メートルにつき 二千七百元	—
告示第一項第一号エに規定する壁の断熱性を高める工事（1から8地域まで）	床面積一平方メートルにつき 一万九千四百円	—
告示第一項第一号オに規定する床等の断熱性を高める工事（1、2及び3地域）	床面積一平方メートルにつき 五千八百円	—
告示第一項第一号オに規定する床等の断熱性を高める工事（4、5、6及び7地域）	床面積一平方メートルにつき 四千六百元	—

二 租税特別措置法施行令第二十六条の二十八の五第四項の規定に基づき、租税特別措置法第四十一条の十九の三第三項に規定する一般断熱改修工事等の標準的な費用の額のうち、同条第十一項第二号に規定する工事（以下「エネルギー使用合理化設備設置工事」という。）の標準的な費用の額として国土交通大臣及び経済産業大臣が財務大臣と協議して定める金額は、次の表の上欄に掲げる工事の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額に、エネルギー使用合理化設備設置工事の箇所数（平成二十五年経済産業省・国土交通省告示第五号（この号において単に「告示」という。）第一項第一号に規定する太陽熱利用冷温熱装置については集熱器の面積の合計）を乗じて得た金額（エネルギー使用合理化設備設置工事を行った家屋の当該エネルギー使用合理化設備設置工事に係る部分のうちその者の居住の用以外の用に供する部分がある場合には、当該金額に、当該エネルギー使用合理化設備設置工事に要した費用の額のうち当該居住の用に供する部分の当該エネルギー使用合理化設備設置工事に要した費用の額が占める割合を乗じて計算した金額（当該エネルギー使用合理化設備設置工事を行った家屋が一棟の家屋でその構造上区分された数個の部分具有独立して住居その他の用途に供することができるものであって、その家屋の個人がその各部分を区分所有する場合には、当該金額に、当該エネルギー使用合理化設備設置工事に要した費用のうちその者が負担する費用の割合を乗じて計算した金額）とする。

工事の種類	単位当たりの金額
告示第一項第一号に規定する太陽熱利用冷温熱装置の設置工事	集熱器一平方メートルにつき十五万千六百円
告示第一項第二号に規定する太陽熱利用冷温熱装置の設置工事	一件につき三十六万五千四百円

告示第二項に規定する潜熱回収型給湯器の設置工事	一件につき七万五千二百円
告示第三項に規定するヒートポンプ式電気給湯器の設置工事	一件につき四十一万二千二百円
告示第四項に規定する燃料電池コージェネレーションシステムの設置工事	一件につき百五万七千二百円
告示第五項に規定するガスエンジン給湯器の設置工事	一件につき四十五万八千三百円
告示第六項に規定するエアコンディショナーの設置工事	一件につき八万八千六百円

三 租税特別措置法施行令第二十六条の二十八の五第四項の規定に基づき、租税特別措置法第四十一条の十九の三第三項に規定する一般断熱改修工事等の標準的な費用の額のうち、同条第十一項第三号に規定する工事（以下「太陽光発電設備設置工事」という。）の標準的な費用の額として経済産業大臣が財務大臣と協議して定める金額は、四十二万五千五百円（次の表の上欄に掲げる種類の工事を併せて行う場合には、同表の下欄に定める費用を加算した額）に当該太陽光発電設備設置工事で設置する太陽電池モジュール（平成二十一年経済産業省告示第六十八号に規定する太陽電池モジュールをいう。）の出力を乗じて得た金額（幹線増強工事（単相二線式の引込線を単相三線式に増強し、併せて分電盤を交換する工事をいう。）を併せて行う場合には、当該金額に十万六千八百円を加算した金額）とする（太陽光発電設置工事を行った家屋の当該太陽光発電設備設置工事に係る部分のうちにその者の居住の用以外の用に供する部分がある場合には、当該金額に、当該太陽光発電設備設置工事に要した費用の額のうち当該居住の用に供する部分の当該太陽光発電設備設置工事に要した費用の額が占める割合を乗じて計算した金額（当該太陽光発電設備設置工事を行った家屋が一棟の家屋でその構造上区分された数個の部分に独立して住居その他の用途に供することができるものであって、その家屋の個人がその各部分を区分所有する場合には、当該金額に、当該太陽光発電設備設置工事に要した費用のうちその者が負担する費用の割合を乗じて計算した金額。）とする。）。

工事の種類	費用
安全対策工事（急勾配の屋根面又は三階建以上の家屋の屋根面に太陽光発電設備設置工事をする場合に、当該太陽光発電設備設置工事に従事する者並びに当該太陽光発電設備設置工事で設置する設備及び工具の落下を防止するために必要となる足場を組み立てる工事をいう。）	三万七千六百円
陸屋根防水基礎工事（陸屋根の家屋の屋根面に太陽光発電設備設置工事をする場合に、当該陸屋根に架台の基礎を設置する部分を掘削して行う基礎工事及び防水工事をいう。）	四万四千元
積雪対策工事（太陽光発電設備設置工事で設置する設備が積雪荷重に対して構造耐力上安全であるように太陽電池モジュール及び架台を補強する工事をいう。）	二万七千八百円
塩害対策工事（太陽光発電設備設置工事で設置する設備に対する塩害を防止するために必要となる防錆工事をいう。）	九千円

四 一般断熱改修工事等に要した費用の額に含まれる消費税額及び地方消費税額の合計額に相当する額が租税特別措置法第四十一条の十九の三第四項第一号イに規定する新消費税法第二十九条に規定する税率により課されるべき消費税額及び当該消費税額を課税標準として課されるべき地方消費税額の合計額に相当する額（以下「新消費税額等」という。）と当該新消費税額等以外の額（以下「旧消費税額等」という。）の合計額から成るときにおける前三号に規定する一般断熱改修工事等の標準的な費用の額は、当該新消費税額等に対応する標準的な費用の額の合計額（当該合計額が同項第一号又は第二号に掲げる場合の区分に応じそれぞれ同項第一号イ又は第二号イに定める改修工事限度額を超える場合には、当該改修工事限度額）及び当該旧消費税額等に対応する標準的な費用の額の合計額（当該合計額が同項第一号又は第二号に掲げる場合の区分に応じそれぞれ同項第一号ロ又は第二号ロに定める改修工事限度額を超える場合には、当該改修工事限度額）とする。

附 則（平成二十一年経済産業省国土交通省告示第四号）

この告示は、平成二十一年四月一日から施行する。

附 則（平成二十五年経済産業省国土交通省告示第四号）

1 この告示は、平成二十六年四月一日から施行する。ただし、第一号中「工事の種類及び地域の区分」を「工事の種類及び地域区分」

に、「(住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する建築主等及び特定建築物の所有者の判断の基準(平成十八年^{経済産業省}_{国土交通省}告示第三号)別表第1に掲げる地域の区分をいう。)」を「エネルギーの使用の合理化に関する建築主等及び特定建築物(平成二十五年^{経済産業省}_{国土交通省}告示第一号)別表第4に掲げる地域区分をいう。)」に改める部分及び第一号表中「地域の区分」を「地域区分」に、「Ⅳ、Ⅴ及びⅥ地域」を「1から8地域まで」に、「Ⅰ及びⅡ地域」を「1、2及び3地域」に、「Ⅲ、Ⅳ及びⅤ地域」を「4、5、6及び7地域」に、「Ⅰ、Ⅱ及びⅢ地域」を「1、2、3及び4地域」に、「Ⅳ及びⅤ地域」を「5、6及び7地域」に、「ⅠからⅥ地域まで」を「1から8地域まで」に改める部分は、平成二十五年十月一日から施行する。

- 2 居住者が、所得税法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第五号)第八条の規定による改正前の租税特別措置法第四十一条の十九の三第二項に規定する一般断熱改修工事等をした同項に規定する居住用の家屋(当該一般断熱改修工事等に係る部分に限る。)を平成二十六年四月一日前に同項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合については、改正前のこの告示の規定は、なお従前の例による。

附 則(平成二十八年^{経済産業省}_{国土交通省}告示第三号)

この告示は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則(平成二十九年^{経済産業省}_{国土交通省}告示第五号)

- 1 この告示は、平成二十九年四月一日から施行する。
- 2 個人が所得税法等の一部を改正する等の法律第十二条の規定による改正前の租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)第四十一条の十九の三第三項に規定する一般断熱改修工事等をした家屋(当該一般断熱改修工事等をした部分に限る。)を平成二十九年四月一日前に同項に定めるところによりその者の居住の用に供した場合については、なお従前の例による。

附 則(令和元年^{経済産業省}_{国土交通省}告示第二号)

- 1 この告示は、令和二年一月一日から施行する。
- 2 個人が、租税特別措置法第四十一条の十九の三第三項に規定する一般断熱改修工事等をした同項に規定する居住用の家屋(当該一般断熱改修工事等に係る部分に限る。)を令和二年一月一日前に同項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合については、なお従前の例による。

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第二十六条第十九項第六号の規定に基づき、エネルギーの使用の合理化に資する修繕又は模様替を次のように定め、同令第二十六条の三第六項の規定に基づき、エネルギーの使用の合理化に著しく資する増築、改築、修繕又は模様替を次のように定め、及び同条第十七項の規定に基づき、エネルギーの使用の合理化に資する増築、改築、修繕又は模様替を次のように定めたので告示する。

平成二十年四月三十日

国土交通大臣 冬柴鐵三

租税特別措置法施行令（以下「令」という。）第26条第28項第6号に規定する国土交通大臣が財務大臣と協議して定めるエネルギーの使用の合理化に著しく資する修繕若しくは模様替又はエネルギーの使用の合理化に相当程度資する修繕若しくは模様替、令第26条の4第7項に規定する国土交通大臣が財務大臣と協議して定めるエネルギーの使用の合理化に著しく資する増築、改築、修繕又は模様替及び同条第19項に規定する国土交通大臣が財務大臣と協議して定めるエネルギーの使用の合理化に相当程度資する増築、改築、修繕又は模様替を次のように定める。

- 1 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
 - 一 地域区分 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令における算出方法等に係る事項（平成28年国土交通省告示第265号）別表第10に掲げる地域の区分をいう。
 - 二 断熱等性能等級 日本住宅性能表示基準（平成13年国土交通省告示第1346号）別表2-1の（い）項に掲げる「5-1断熱等性能等級」をいう。
 - 三 一次エネルギー消費量等級 日本住宅性能表示基準別表2-1の（い）項に掲げる「5-2一次エネルギー消費量等級」をいう。
 - 四 全ての居室の全ての窓の断熱性を高める工事 全ての居室の外気に接する全ての窓（既存の窓の室内側に設置する既存の窓と一体となった窓を含む。以下同じ。）の断熱性を高める工事で、窓の熱貫流率が、地域区分に応じ、施工後に新たに別表1-1-1に掲げる基準値以下となるもの又はこれと同等以上の性能を有するものとなるものをいう。
 - 五 全ての居室の全ての窓の日射遮蔽性を高める工事 全ての居室の外気に接する全ての窓の日射遮蔽性を高める工事で、開口部の建具、付属部材、ひさし、軒その他日射の侵入を防止する部分が、地域区分及び方位に応じ、施工後に新たに別表1-1-2に掲げる基準値以下となるもの又はこれと同等以上の性能を有するものとなるものをいう。
 - 六 全ての居室の全ての窓の断熱性を相当程度高める工事 全ての居室の外気に接する全ての窓の断熱性を相当程度高める工事で、窓の熱貫流率が、地域区分に応じ、施工後に新たに別表1-2に掲げる基準値以下となるものをいう。
 - 七 全ての居室の全ての窓の断熱性を著しく高める工事 全ての居室の外気に接する全ての窓の断熱性を著しく高める工事で、窓の熱貫流率が、地域区分に応じ、施工後に新たに別表1-3に掲げる基準値以下となるものをいう。
 - 八 天井等の断熱性を高める工事 屋根（小屋裏又は天井裏が外気に通じているものを除く。以下同じ。）、屋根の直下の天井又は外気等（外気又は外気に通じる床裏、小屋裏若しくは天井裏をいう。以下同じ。）に接する天井の断熱性を高める工事（住宅部分の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準及び一次エネルギー消費量に関する基準（平成28年国土交通省告示第266号）第1項(1)に掲げる部分以外の部分（以下「断熱構造とする部分以外の部分」という。）の工事を除く。）で、鉄筋コンクリート造、組積造その他これらに類する構造（以下「鉄筋コンクリート造等」という。）の住宅にあっては熱橋（構造部材、下地材、窓枠下材その他断熱構造を貫通する部分であって、断熱性能が周囲の部分より劣るものをいう。以下同じ。）となる部分を除いた熱貫流率が、その他の住宅にあっては熱橋となる部分（壁に設けられる横架材を除く。）による低減を勘案した熱貫流率が、それぞれ住宅の種類、断熱材の施工法、部位及び地域区分に応じ、施工後に新たに別表2に掲げる基準値以下となるもの又は各部位の断熱材の熱抵抗が、住宅の種類、断熱材の施工法、部位及び地域区分に応じ、施工後に新たに別表3に掲げる基準値以上となるものをいう。
 - 九 壁の断熱性を高める工事 外気等に接する壁の断熱性を高める工事（断熱構造とする部分以外の部分の工事を除く。）で、鉄筋コンクリート造等の住宅にあっては熱橋となる部分を除いた熱貫流率が、その他の住宅にあっては熱橋となる部分（壁に設けられる横架材を除く。）による低減を勘案した熱貫流率が、それぞれ住宅の種類、断熱材の施工法、部位及び地域区分に応じ、施工後に新たに別表2に掲げる基準値以下となるもの又は断熱材の熱抵抗が、住宅の種類、断熱材の施工法、部位及び地域区分に応じ、施工後に新たに別表3に掲げる基準値以上となるもの（鉄骨造の住宅の壁であって外帳断熱工法及び内帳断熱工法以外のものにあつては、壁に施工する断熱材の熱抵抗が、地域、外装材（鉄骨柱及び梁の外気側において、鉄骨柱又は梁に直接接続する面状の材料をいう。以下同じ。）の熱抵抗、鉄骨柱が存する部分以外の壁（以下「一般部」という。）の断熱層（断熱材で構成される層をいう。以下同じ。）を貫通する金属製下地部材（以下「金属部材」という。）の有無及び断熱材を施工する箇所の区分に応じ、別表4に掲げる基準値以上となるもの）をいう。
 - 十 床等の断熱性を高める工事 外気等に接する床（地盤面をコンクリートその他これに類する材料で覆ったもの又は床裏が外気に通じないもの（以下「土間床等」という。）を除く。以下同じ。）の断熱性を高める工事（外周が外気等に接する土間床等の外周部分の基礎の断熱性を高める工事を含み、断熱構造とする部分以外の部分の工事を除く。）で、鉄筋コンクリート造等の住宅にあっては熱橋となる部分を除いた熱貫流率が、その他の住宅にあっては熱橋となる部分（壁に設けられる横架

材を除く。)による低減を勘案した熱貫流率が、それぞれ住宅の種類、断熱材の施工法、部位及び地域区分に応じ、施工後に新たに別表2に掲げる基準値以下となるもの又は各部位の断熱材の熱抵抗が、住宅の種類、断熱材の施工法、部位及び地域区分に応じ、施工後に新たに別表3に掲げる基準値以上となるものをいう。

十一 窓の断熱性を高める工事 居室の外気に接する窓の断熱性を高める工事で、当該工事をした窓の熱貫流率が、地域区分に応じ、施工後に新たに別表1-1-1に掲げる基準値以下となるもの又はこれと同等以上の性能を有するものとなるもののうち、全ての居室の全ての窓の断熱性を高める工事を除いたものをいう。

十二 窓の日射遮蔽性を高める工事 居室の外気に接する窓の日射遮蔽性を高める工事で、当該工事をした窓に係る開口部の建具、付属部材、ひさし、軒その他日射の侵入を防止する部分が、地域区分及び方位に応じ、施工後に新たに別表1-1-2に掲げる基準値以下となるもの又はこれと同等以上の性能を有するものとなるもののうち、全ての居室の全ての窓の日射遮蔽性を高める工事を除いたものをいう。

2 令第26条第28項第6号に規定する国土交通大臣が財務大臣と協議して定めるエネルギーの使用の合理化に著しく資する修繕若しくは模様替又はエネルギーの使用の合理化に相当程度資する修繕若しくは模様替は、次の各号のいずれかに該当する工事とする。

一 次の表の(イ)項に掲げる地域区分及び(ロ)項に掲げる改修工事前の住宅が相当する断熱等性能等級に応じ、それぞれ(ハ)項に掲げるエネルギーの使用の合理化に著しく資する工事又は相当程度資する工事

(イ)	(ロ)	(ハ)
地域区分	改修工事前の住宅の断熱等性能等級	エネルギーの使用の合理化に著しく資する工事又は相当程度資する工事
1及び2	等級3	全ての居室の全ての窓の断熱性を相当程度高める工事
	等級2	全ての居室の全ての窓の断熱性を高める工事、天井等の断熱性を高める工事、壁の断熱性を高める工事及び床等の断熱性を高める工事
	等級1	全ての居室の全ての窓の断熱性を高める工事、天井等の断熱性を高める工事、壁の断熱性を高める工事及び床等の断熱性を高める工事
3	等級3	次のイ、ロ又はハのいずれかに該当する工事 イ 全ての居室の全ての窓の断熱性を相当程度高める工事 ロ 全ての居室の全ての窓の断熱性を高める工事及び天井等の断熱性を高める工事 ハ 全ての居室の全ての窓の断熱性を高める工事及び床等の断熱性を高める工事
	等級2	次のイ、ロ又はハのいずれかに該当する工事 イ 全ての居室の全ての窓の断熱性を相当程度高める工事及び天井等の断熱性を高める工事 ロ 全ての居室の全ての窓の断熱性を相当程度高める工事及び床等の断熱性を高める工事 ハ 全ての居室の全ての窓の断熱性を高める工事、天井等の断熱性を高める工事及び床等の断熱性を高める工事
	等級1	全ての居室の全ての窓の断熱性を高める工事、天井等の断熱性を高める工事、壁の断熱性を高める工事及び床等の断熱性を高める工事
4	等級3	次のイ又はロのいずれかに該当する工事 イ 全ての居室の全ての窓の断熱性を相当程度高める工事 ロ 全ての居室の全ての窓の断熱性を高める工事及び天井等の断熱性を高める工事

4	等級2	次のイ、ロ、ハ又はニのいずれかに該当する工事 イ 全ての居室の全ての窓の断熱性を著しく高める工事 ロ 全ての居室の全ての窓の断熱性を相当程度高める工事及び天井等の断熱性を高める工事 ハ 全ての居室の全ての窓の断熱性を相当程度高める工事及び床等の断熱性を高める工事 ニ 全ての居室の全ての窓の断熱性を高める工事、天井等の断熱性を高める工事及び床等の断熱性を高める工事
	等級1	全ての居室の全ての窓の断熱性を相当程度高める工事、天井等の断熱性を高める工事及び床等の断熱性を高める工事
5及び6	等級3	次のイ、ロ又はハのいずれかに該当する工事 イ 全ての居室の全ての窓の断熱性を著しく高める工事 ロ 全ての居室の全ての窓の断熱性を相当程度高める工事及び天井等の断熱性を高める工事 ハ 全ての居室の全ての窓の断熱性を相当程度高める工事及び床等の断熱性を高める工事
	等級2	次のイ、ロ又はハのいずれかに該当する工事 イ 全ての居室の全ての窓の断熱性を著しく高める工事 ロ 全ての居室の全ての窓の断熱性を相当程度高める工事及び天井等の断熱性を高める工事 ハ 全ての居室の全ての窓の断熱性を相当程度高める工事及び床等の断熱性を高める工事
	等級1	次のイ又はロのいずれかに該当する工事 イ 全ての居室の全ての窓の断熱性を著しく高める工事及び天井等の断熱性を高める工事 ロ 全ての居室の全ての窓の断熱性を相当程度高める工事、天井等の断熱性を高める工事及び床等の断熱性を高める工事
7	等級3	次のイ又はロのいずれかに該当する工事 イ 全ての居室の全ての窓の断熱性を著しく高める工事、天井等の断熱性を高める工事及び床等の断熱性を高める工事 ロ 全ての居室の全ての窓の断熱性を相当程度高める工事、天井等の断熱性を高める工事、壁の断熱性を高める工事及び床等の断熱性を高める工事
	等級2	次のイ又はロのいずれかに該当する工事 イ 全ての居室の全ての窓の断熱性を著しく高める工事、天井等の断熱性を高める工事及び床等の断熱性を高める工事 ロ 全ての居室の全ての窓の断熱性を高める工事、天井等の断熱性を高める工事、壁の断熱性を高める工事及び床等の断熱性を高める工事

耐震リフォーム

バリアフリー
リフォーム省エネルギー
リフォーム同居対応
リフォーム長期優良住宅化
リフォーム

住宅ローン減税

贈与税の
非課税措置

既存住宅の取得

登録免許税の
特例措置不動産取得税の
軽減措置

7	等級1	次のイ、ロ又はハのいずれかに該当する工事 イ 全ての居室の全ての窓の断熱性を相当程度高める工事 ロ 全ての居室の全ての窓の断熱性を高める工事及び天井等の断熱性を高める工事 ハ 全ての居室の全ての窓の断熱性を高める工事及び床等の断熱性を高める工事
8	等級3	全ての居室の全ての窓の日射遮蔽性を高める工事及び壁の断熱性を高める工事
	等級2	全ての居室の全ての窓の日射遮蔽性を高める工事及び天井等の断熱性を高める工事
	等級1	全ての居室の全ての窓の日射遮蔽性を高める工事及び天井等の断熱性を高める工事

1 全ての居室の全ての窓の断熱性を高める工事、全ての居室の全ての窓の断熱性を相当程度高める工事、全ての居室の全ての窓の断熱性を著しく高める工事、全ての居室の全ての窓の日射遮蔽性を高める工事、天井等の断熱性を高める工事、壁の断熱性を高める工事及び床等の断熱性を高める工事については、それぞれの工事の対象部分の全てについて行わなければならない。

2 (は) 項に掲げる工事で壁の断熱性を高める工事を含まない工事については、「天井等の断熱性を高める工事」又は「床等の断熱性を高める工事」(「天井等の断熱性を高める工事」及び「床等の断熱性を高める工事」の両方を含む工事については「天井等の断熱性を高める工事」又は「床等の断熱性を高める工事」のいずれか一方)を「壁の断熱性を高める工事」に読み替えることができるものとする。

3 (は) 項に掲げる各工事と併せて行う天井等の断熱性を高める工事、壁の断熱性を高める工事又は床等の断熱性を高める工事のうち一つ以上の工事については、(は) 項に掲げる工事とみなす。

4 天井等の断熱性を高める工事、壁の断熱性を高める工事及び床等の断熱性を高める工事において、発泡プラスチック保温材(産業標準化法(昭和24年法律第185号)に基づく日本産業規格(以下「日本産業規格」という。)A9511(発泡プラスチック保温材)に定めるものをいう。以下同じ。)を用いる場合にあってはB種を、建築物断熱用吹付け硬質ウレタンフォーム(日本産業規格A9526(建築物断熱用吹付け硬質ウレタンフォーム)に定めるものをいう。以下同じ。)を用いる場合にあってはB種を、その他の場合にあっては発泡剤としてフロン類(フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(平成13年法律第64号)第2条第1項に規定するフロン類をいう。以下同じ。)を用いた断熱材を用いてはならない。

二 次のイ及びロに掲げる地域区分に応じ、それぞれ当該イ及びロに定める工事(住宅の断熱等性能等級を一段階相当以上向上させ、改修工事後の住宅の断熱等性能等級が等級4又は一次エネルギー消費量等級が等級4以上かつ断熱等性能等級が等級3となる場合に限る。)

イ 8地域以外の地域 窓の断熱性を高める工事又は当該工事と併せて行う天井等の断熱性を高める工事、壁の断熱性を高める工事若しくは床等の断熱性を高める工事(天井等の断熱性を高める工事、壁の断熱性を高める工事及び床等の断熱性を高める工事については、発泡プラスチック保温材を用いる場合にあってはB種を、建築物断熱用吹付け硬質ウレタンフォームを用いる場合にあってはB種を、その他の場合にあっては発泡剤としてフロン類を用いた断熱材を用いない工事に限る。ロにおいて同じ。)

ロ 8地域 窓の日射遮蔽性を高める工事又は当該工事と併せて行う天井等の断熱性を高める工事、壁の断熱性を高める工事若しくは床等の断熱性を高める工事

3 令第26条の4第7項に規定する国土交通大臣が財務大臣と協議して定めるエネルギーの使用の合理化に著しく資する増築、改築、修繕又は模様替は、次の各号のいずれかに該当する工事とする。

一 次の表の(い)項に掲げる地域区分及び(ろ)項に掲げる改修工事前の住宅が相当する断熱等性能等級に応じ、それぞれ(は)項に掲げるエネルギーの使用の合理化に著しく資する工事

(い)	(ろ)	(は)
地域区分	改修工事前の住宅の断熱等性能等級	エネルギーの使用の合理化に著しく資する工事
1及び2	等級3	全ての居室の全ての窓の断熱性を相当程度高める工事
	等級2	全ての居室の全ての窓の断熱性を相当程度高める工事、天井等の断熱性を高める工事、壁の断熱性を高める工事及び床等の断熱性を高める工事
	等級1	全ての居室の全ての窓の断熱性を相当程度高める工事、天井等の断熱性を高める工事、壁の断熱性を高める工事及び床等の断熱性を高める工事
3	等級3	次のイ、ロ又はハのいずれかに該当する工事 イ 全ての居室の全ての窓の断熱性を相当程度高める工事 ロ 全ての居室の全ての窓の断熱性を高める工事及び天井等の断熱性を高める工事 ハ 全ての居室の全ての窓の断熱性を高める工事及び床等の断熱性を高める工事
	等級2	全ての居室の全ての窓の断熱性を相当程度高める工事、天井等の断熱性を高める工事、壁の断熱性を高める工事及び床等の断熱性を高める工事
	等級1	全ての居室の全ての窓の断熱性を相当程度高める工事、天井等の断熱性を高める工事、壁の断熱性を高める工事及び床等の断熱性を高める工事
4	等級3	次のイ又はロのいずれかに該当する工事 イ 全ての居室の全ての窓の断熱性を相当程度高める工事 ロ 全ての居室の全ての窓の断熱性を高める工事及び天井等の断熱性を高める工事
	等級2	全ての居室の全ての窓の断熱性を著しく高める工事、天井等の断熱性を高める工事、壁の断熱性を高める工事及び床等の断熱性を高める工事
	等級1	全ての居室の全ての窓の断熱性を著しく高める工事、天井等の断熱性を高める工事、壁の断熱性を高める工事及び床等の断熱性を高める工事
5及び6	等級3	次のイ、ロ又はハのいずれかに該当する工事 イ 全ての居室の全ての窓の断熱性を著しく高める工事 ロ 全ての居室の全ての窓の断熱性を相当程度高める工事及び天井等の断熱性を高める工事 ハ 全ての居室の全ての窓の断熱性を相当程度高める工事及び床等の断熱性を高める工事
	等級2	全ての居室の全ての窓の断熱性を著しく高める工事、天井等の断熱性を高める工事、壁の断熱性を高める工事及び床等の断熱性を高める工事
	等級1	全ての居室の全ての窓の断熱性を著しく高める工事、天井等の断熱性を高める工事、壁の断熱性を高める工事及び床等の断熱性を高める工事

7	等級3	次のイ又はロのいずれかに該当する工事 イ 全ての居室の全ての窓の断熱性を著しく高める工事、天井等の断熱性を高める工事及び床等の断熱性を高める工事 ロ 全ての居室の全ての窓の断熱性を相当程度高める工事、天井等の断熱性を高める工事、壁の断熱性を高める工事及び床等の断熱性を高める工事
	等級2	全ての居室の全ての窓の断熱性を相当程度高める工事、天井等の断熱性を高める工事、壁の断熱性を高める工事及び床等の断熱性を高める工事
	等級1	全ての居室の全ての窓の断熱性を著しく高める工事、天井等の断熱性を高める工事、壁の断熱性を高める工事及び床等の断熱性を高める工事
8	等級3	全ての居室の全ての窓の日射遮蔽性を高める工事及び壁の断熱性を高める工事
	等級2	全ての居室の全ての窓の日射遮蔽性を高める工事、天井等の断熱性を高める工事及び壁の断熱性を高める工事
	等級1	全ての居室の全ての窓の日射遮蔽性を高める工事、天井等の断熱性を高める工事及び壁の断熱性を高める工事
<p>1 全ての居室の全ての窓の断熱性を高める工事、全ての居室の全ての窓の断熱性を相当程度高める工事、全ての居室の全ての窓の断熱性を著しく高める工事、全ての居室の全ての窓の日射遮蔽性を高める工事、天井等の断熱性を高める工事、壁の断熱性を高める工事及び床等の断熱性を高める工事については、それぞれの工事の対象部分の全てについて行わなければならない。</p> <p>2 (は) 項に掲げる工事で壁の断熱性を高める工事を含まない工事については、「天井等の断熱性を高める工事」又は「床等の断熱性を高める工事」(「天井等の断熱性を高める工事」及び「床等の断熱性を高める工事」の両方を含む工事については「天井等の断熱性を高める工事」又は「床等の断熱性を高める工事」のいずれか一方)を「壁の断熱性を高める工事」に読み替えることができるものとする。</p> <p>3 (は) 項に掲げる各工事と併せて行う天井等の断熱性を高める工事、壁の断熱性を高める工事又は床等の断熱性を高める工事のうち一つ以上の工事については、(は) 項に掲げる工事とみなす。</p> <p>4 天井等の断熱性を高める工事、壁の断熱性を高める工事及び床等の断熱性を高める工事において、発泡プラスチック保温材を用いる場合にあってはB種を、建築物断熱用吹付け硬質ウレタンフォームを用いる場合にあってはB種を、その他の場合にあっては発泡剤としてフロン類を用いた断熱材を用いてはならない。</p>		

二 前項第二号に定める工事

- 4 令第26条の4第19項に規定する国土交通大臣が財務大臣と協議して定めるエネルギーの使用の合理化に相当程度資する増築、改築、修繕又は模様替は、次の表の(い)項に掲げる地域区分及び(ろ)項に掲げる改修工事前の住宅が相当する断熱等性能等級に応じ、それぞれ(は)項に掲げるエネルギーの使用の合理化に相当程度資する工事で、同条第7項に規定する国土交通大臣が財務大臣と協議して定めるエネルギーの使用の合理化に著しく資する増築、改築、修繕又は模様替を除いたものとする。

(い)	(ろ)	(は)
地域区分	改修工事前の住宅の断熱等性能等級	エネルギーの使用の合理化に相当程度資する工事
1及び2	等級3	
	等級2	全ての居室の全ての窓の断熱性を高める工事、天井等の断熱性を高める工事、壁の断熱性を高める工事及び床等の断熱性を高める工事
	等級1	全ての居室の全ての窓の断熱性を高める工事、天井等の断熱性を高める工事、壁の断熱性を高める工事及び床等の断熱性を高める工事
3	等級3	
	等級2	次のイ、ロ又はハのいずれかに該当する工事 イ 全ての居室の全ての窓の断熱性を相当程度高める工事及び天井等の断熱性を高める工事 ロ 全ての居室の全ての窓の断熱性を相当程度高める工事及び床等の断熱性を高める工事 ハ 全ての居室の全ての窓の断熱性を高める工事、天井等の断熱性を高める工事及び床等の断熱性を高める工事
	等級1	全ての居室の全ての窓の断熱性を高める工事、天井等の断熱性を高める工事、壁の断熱性を高める工事及び床等の断熱性を高める工事
4	等級3	
	等級2	次のイ、ロ、ハ又はニのいずれかに該当する工事 イ 全ての居室の全ての窓の断熱性を著しく高める工事 ロ 全ての居室の全ての窓の断熱性を相当程度高める工事及び天井等の断熱性を高める工事 ハ 全ての居室の全ての窓の断熱性を相当程度高める工事及び床等の断熱性を高める工事 ニ 全ての居室の全ての窓の断熱性を高める工事、天井等の断熱性を高める工事及び床等の断熱性を高める工事
	等級1	全ての居室の全ての窓の断熱性を相当程度高める工事、天井等の断熱性を高める工事及び床等の断熱性を高める工事
5及び6	等級3	
	等級2	次のイ、ロ又はハのいずれかに該当する工事 イ 全ての居室の全ての窓の断熱性を著しく高める工事 ロ 全ての居室の全ての窓の断熱性を相当程度高める工事及び天井等の断熱性を高める工事 ハ 全ての居室の全ての窓の断熱性を相当程度高める工事及び床等の断熱性を高める工事

耐震リフォーム

バリアフリー
リフォーム省エネルギー
リフォーム同居対応
リフォーム長期優良住宅化
リフォーム

住宅ローン減税

贈与税の
非課税措置

既存住宅の取得

登録免許税の
特例措置不動産取得税の
軽減措置

5及び6	等級1	次のイ又はロのいずれかに該当する工事 イ 全ての居室の全ての窓の断熱性を著しく高める工事及び天井等の断熱性を高める工事 ロ 全ての居室の全ての窓の断熱性を相当程度高める工事、天井等の断熱性を高める工事及び床等の断熱性を高める工事
7	等級3	
	等級2	次のイ又はロのいずれかに該当する工事 イ 全ての居室の全ての窓の断熱性を著しく高める工事、天井等の断熱性を高める工事及び床等の断熱性を高める工事 ロ 全ての居室の全ての窓の断熱性を高める工事、天井等の断熱性を高める工事、壁の断熱性を高める工事及び床等の断熱性を高める工事
	等級1	次のイ、ロ又はハのいずれかに該当する工事 イ 全ての居室の全ての窓の断熱性を相当程度高める工事 ロ 全ての居室の全ての窓の断熱性を高める工事及び天井等の断熱性を高める工事 ハ 全ての居室の全ての窓の断熱性を高める工事及び床等の断熱性を高める工事
8	等級3	
	等級2	全ての居室の全ての窓の日射遮蔽性を高める工事及び天井等の断熱性を高める工事
	等級1	全ての居室の全ての窓の日射遮蔽性を高める工事及び天井等の断熱性を高める工事
<p>1 全ての居室の全ての窓の断熱性を高める工事、全ての居室の全ての窓の断熱性を相当程度高める工事、全ての居室の全ての窓の断熱性を著しく高める工事、全ての居室の全ての窓の日射遮蔽性を高める工事、天井等の断熱性を高める工事、壁の断熱性を高める工事及び床等の断熱性を高める工事については、それぞれの工事の対象部分の全てについて行わなければならない。</p> <p>2 (は) 項に掲げる工事で壁の断熱性を高める工事を含まない工事については、「天井等の断熱性を高める工事」又は「床等の断熱性を高める工事」(「天井等の断熱性を高める工事」及び「床等の断熱性を高める工事」の両方を含む工事については「天井等の断熱性を高める工事」又は「床等の断熱性を高める工事」のいずれか一方)を「壁の断熱性を高める工事」に読み替えることができるものとする。</p> <p>3 (は) 項に掲げる各工事と併せて行う天井等の断熱性を高める工事、壁の断熱性を高める工事又は床等の断熱性を高める工事のうち一つ以上の工事については、(は) 項に掲げる工事とみなす。</p> <p>4 天井等の断熱性を高める工事、壁の断熱性を高める工事及び床等の断熱性を高める工事において、発泡プラスチック保温材を用いる場合にあってはB種を、建築物断熱用吹付け硬質ウレタンフォームを用いる場合にあってはB種を、その他の場合にあっては発泡剤としてフロン類を用いた断熱材を用いてはならない。</p>		

別表1-1-1

地域区分	1及び2	3	4	5及び6	7
熱貫流率の基準値(単位 1平方メートル1度につきワット)	2.33		3.49	4.65	
「熱貫流率」とは、内外の温度差1度の場合において1平方メートル当たり貫流する熱量をワットで表した数値をいう。別表1-2及び別表1-3において同じ。					

別表1-1-2

住宅の種類	建具の種類若しくはその組合せ又は付属部材、ひさし、軒等の設置
一戸建ての住宅	次のイ又はロに該当するもの イ ガラスの日射熱取得率が0.68以下のものに、ひさし、軒等を設けるもの ロ 付属部材を設けるもの
共同住宅等	付属部材又はひさし、軒等を設けるもの
<p>1 「ガラスの日射熱取得率」は、日本産業規格 R3106 (板ガラスの透過率・反射率・放射率の試験方法及び建築用板ガラスの日射熱取得率の算定方法) に定める測定方法によるものとする。</p> <p>2 「付属部材」とは、紙障子、外付けブラインド(窓の直近外側に設置され、金属製スラット等の可変により日射調整機能を有するブラインド)その他これらと同等以上の日射遮蔽性能を有し、開口部に建築的に取り付けられるものをいう。</p> <p>3 「ひさし、軒等」とは、オーバーハング型の日除けで、外壁からの出寸法がその下端から窓下端までの高さの0.3倍以上のものをいう。</p>	

別表1-2

地域区分	1及び2	3	4	5及び6	7
熱貫流率の基準値(単位 1平方メートル1度につきワット)	1.90		2.91	3.49	

別表1-3

地域区分	1及び2	3	4	5及び6	7
熱貫流率の基準値(単位 1平方メートル1度につきワット)			2.33		

別表2

住宅の種類	断熱材の施工法	部位	熱貫流率の基準値						
			地域区分						
			1 及び 2	3	4	5 及び 6	7	8	
鉄筋コンクリート造等の住宅	内断熱工法	屋根又は天井	0.27	0.35	0.37	0.37	0.37	0.53	
		壁	0.39	0.49	0.75	0.75	0.75		
		床	外気に接する部分	0.27	0.32	0.37	0.37	0.37	
			その他の部分	0.38	0.46	0.53	0.53	0.53	
		土間床等の外周部分の基礎	外気に接する部分	0.52	0.62	0.98	0.98	0.98	
			その他の部分	1.38	1.60	2.36	2.36	2.36	
	外断熱工法	屋根又は天井	0.32	0.41	0.43	0.43	0.43	0.62	
		壁	0.49	0.58	0.86	0.86	0.86		
		床	外気に接する部分	0.27	0.32	0.37	0.37	0.37	
			その他の部分	0.38	0.46	0.53	0.53	0.53	
土間床等の外周部分の基礎		外気に接する部分	0.52	0.62	0.98	0.98	0.98		
		その他の部分	1.38	1.60	2.36	2.36	2.36		
その他の住宅		屋根又は天井	0.17	0.24	0.24	0.24	0.24	0.24	
		壁	0.35	0.53	0.53	0.53	0.53		
		床	外気に接する部分	0.24	0.24	0.34	0.34	0.34	
			その他の部分	0.34	0.34	0.48	0.48	0.48	
		土間床等の外周部分の基礎	外気に接する部分	0.27	0.27	0.52	0.52	0.52	
			その他の部分	0.71	0.71	1.38	1.38	1.38	

- 「熱貫流率」とは、内外の温度差1度の場合において1平方メートル当たり貫流する熱量をワットで表した数値であって、当該部位を熱の貫流する方向に構成している材料の種類及び厚さ、熱橋により貫流する熱量等を勘案して算出したものをいう。以下同じ。
- 鉄筋コンクリート造等の住宅において、「内断熱工法」とは鉄筋コンクリート造等の構造体の内側に断熱施工する方法を、「外断熱工法」とは構造体の外側に断熱施工する方法をいう。以下同じ。
- 一の住宅において複数の住宅の種類又は断熱材の施工法を採用している場合にあっては、それぞれの住宅の種類又は断熱材の施工法に応じた各部位の熱貫流率の基準値を適用するものとする。
- 土間床等の外周部分の基礎は、基礎の外側又は内側のいずれか又はその両方において、断熱材が地盤面に対して垂直であり、かつ、熱貫流率が表に掲げる基準値以下となる仕様で基礎底盤上端から基礎天端まで連続して施工されたもの又はこれと同等以上の断熱性能を確保できるものとしなければならない。ただし、玄関・勝手口及びこれに類する部分における土間床部分については、この限りではない。

別表3

住宅の種類	断熱材の施工法	部位		断熱材の熱抵抗の基準値 (単位 1ワットにつき平方メートル・度)					
				地域区分					
				1及び 2	3	4	5及び 6	7	8
鉄筋コンクリート 造等の住宅	内断熱工法	屋根又は天井		3.6	2.7	2.5	2.5	2.5	1.6
		壁		2.3	1.8	1.1	1.1	1.1	
		床	外気に接する部分	3.2	2.6	2.1	2.1	2.1	
			その他の部分	2.2	1.8	1.5	1.5	1.5	
		土間床等 の外周部分 の基礎	外気に接する部分	1.7	1.4	0.8	0.8	0.8	
			その他の部分	0.5	0.4	0.2	0.2	0.2	
	外断熱工法	屋根又は天井		3.0	2.2	2.0	2.0	2.0	1.4
		壁		1.8	1.5	0.9	0.9	0.9	
		床	外気に接する部分	3.2	2.6	2.1	2.1	2.1	
			その他の部分	2.2	1.8	1.5	1.5	1.5	
土間床等 の外周部分 の基礎		外気に接する部分	1.7	1.4	0.8	0.8	0.8		
		その他の部分	0.5	0.4	0.2	0.2	0.2		
木造の住宅	充填断熱工法	屋根又は 天井	屋根	6.6	4.6	4.6	4.6	4.6	4.6
			天井	5.7	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0
		壁		3.3	2.2	2.2	2.2	2.2	
		床	外気に接する部分	5.2	5.2	3.3	3.3	3.3	
			その他の部分	3.3	3.3	2.2	2.2	2.2	
		土間床等 の外周部分 の基礎	外気に接する部分	3.5	3.5	1.7	1.7	1.7	
			その他の部分	1.2	1.2	0.5	0.5	0.5	
		枠組壁工法の住宅	充填断熱工法	屋根又は 天井	屋根	6.6	4.6	4.6	4.6
天井	5.7				4.0	4.0	4.0	4.0	4.0
壁				3.6	2.3	2.3	2.3	2.3	
床	外気に接する部分			4.2	4.2	3.1	3.1	3.1	
	その他の部分			3.1	3.1	2.0	2.0	2.0	
土間床等 の外周部分 の基礎	外気に接する部分			3.5	3.5	1.7	1.7	1.7	
	その他の部分			1.2	1.2	0.5	0.5	0.5	
木造、枠組壁工法 又は鉄骨造の住宅	外張断熱工法又 は内張断熱工法			屋根又は天井		5.7	4.0	4.0	4.0
		壁		2.9	1.7	1.7	1.7	1.7	
		床	外気に接する部分	3.8	3.8	2.5	2.5	2.5	
			その他の部分						
		土間床等 の外周部分 の基礎	外気に接する部分	3.5	3.5	1.7	1.7	1.7	
			その他の部分	1.2	1.2	0.5	0.5	0.5	

耐震リフォーム
バリアフリー
省エネルギー
同居対応
長期優良住宅化
住宅ローン減税
贈与税の
非課税措置
既存住宅の取得
登録免許税の
軽減措置
不動産取得税の

- 1 木造又は枠組壁工法の住宅において、「充填断熱工法」とは、屋根にあっては屋根組材の間、天井にあっては天井面、壁にあっては柱、間柱、たて枠の間及び外壁と内壁との間、床にあっては床組材の間に断熱施工する方法をいう。以下同じ。
- 2 木造、枠組壁工法又は鉄骨造の住宅において、「外張断熱工法」とは、屋根及び天井にあっては屋根たる木、小屋梁及び軒桁の外側、壁にあっては柱、間柱及びたて枠の外側、外気に接する床にあっては床組材の外側に断熱施工する方法をいう。以下同じ。
- 3 木造、枠組壁工法又は鉄骨造の住宅において、「内張断熱工法」とは、壁において柱及び間柱の内側に断熱施工する方法をいう。以下同じ。
- 4 一の住宅において複数の住宅の種類又は断熱材の施工法を採用している場合にあっては、それぞれの住宅の種類又は断熱材の施工法に応じた各部位の断熱材の熱抵抗の基準値を適用するものとする。
- 5 鉄筋コンクリート造等の住宅における一の部位において内断熱工法と外断熱工法を併用している場合にあっては、外側の断熱材の熱抵抗と内側の断熱材の熱抵抗の合計値について、上表における「内断熱工法」の基準値により判定できるものとする。
- 6 木造、枠組壁工法の住宅における一の部位において充填断熱工法と外張断熱工法を併用している場合にあっては、外張部分の断熱材の熱抵抗と充填部分の断熱材の熱抵抗の合計値について、上表における「充填断熱工法」の基準値により判定できるものとする。
- 7 土間床等の外周部分の基礎にあっては、基礎の外側若しくは内側のいずれか又はその両方において、断熱材が地盤面に対して垂直であり、かつ、基礎底盤上端から基礎天端まで連続して施工されたもの又はこれと同等以上の断熱性能を確保できるものとしなければならない。ただし、玄関・勝手口及びこれに類する部分における土間床部分については、この限りではない。

別表 4

地域区分	外装材の熱抵抗	一般部の断熱層を貫通する金属部材の有無	断熱材の熱抵抗の基準値 (単位 1ワットにつき平方メートル・度)		
			断熱材を施工する箇所の区分		
			鉄骨柱、鉄骨梁部分	一般部	一般部において断熱層を貫通する金属部材
1及び2	0.56以上	無し	1.91	2.12	/
		有り	1.91	3.57	0.72
	0.15以上 0.56未満	無し	1.91	2.43	/
		有り	1.91	3.57	1.08
	0.15未満	無し	1.91	3.00	/
		有り	1.91	3.57	1.43
3	0.56以上	無し	0.63	1.08	/
		有り	0.63	2.22	0.33
	0.15以上 0.56未満	無し	0.85	1.47	/
		有り	0.85	2.22	0.50
	0.15未満	無し	1.27	1.72	/
		有り	1.27	2.22	0.72

4、5、6、7 及び8	0.56以上	無し	0.08	1.08	0.33
		有り	0.08	2.22	
	0.15以上0.56未満	無し	0.31	1.47	0.50
		有り	0.31	2.22	
	0.15未満	無し	0.63	1.72	0.72
		有り	0.63	2.22	

附 則（平成二十年国土交通省告示第五百十三号）

この告示は、租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成二十年政令第百六十一号）の施行の日から施行する。

附 則（平成二十一年国土交通省告示第三百八十号）

この告示は、平成二十一年四月一日から施行する。

附 則（平成二十二年国土交通省告示第二百八十六号）

この告示は、平成二十三年一月一日から施行する。

附 則（平成二十三年国土交通省告示第六百九十九号）

この告示は、租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成二十三年政令第百九十九号）の施行の日から施行する。

附 則（平成二十五年国土交通省告示第五百四十六号）

この告示は、平成二十五年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 1中「平成24年12月31日」を「平成27年12月31日」に改める部分及び2中「平成24年12月31日」を「平成27年12月31日」に改める部分 公布の日
- 二 「第26条第23項第6号」を「第26条第25項第6号」に改める部分、1中「第26条第24項」を「第26条第26項」に、「同条第23項第6号」を「同条第25項第6号」に改める部分及び2中「第26条第23項第6号」を「第26条第25項第6号」に改める部分 平成二十五年六月一日

- 三 1中「第41条第6項」を「第41条第13項」に改める部分 平成二十六年一月一日

附 則（平成二十五年国土交通省告示第九百十号）

この告示は、平成二十五年十月一日から施行する。

附 則（平成二十六年国土交通省告示第百五十四号）

この告示は、平成二十七年四月一日から施行する。

附 則（平成二十八年国土交通省告示第五百八十九号）

この告示は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則（平成二十九年国土交通省告示第二百八十六号）

- 1 この告示は、平成二十九年四月一日から施行する。
- 2 個人が所得税法等の一部を改正する等の法律（平成二十九年法律第四号）第十二条の規定による改正前の租税特別措置法（昭和三十三年法律第二十六号）第四十一条第一項に規定する増改築等又は同法第四十一条の三の二第一項若しくは第五項に規定する住宅の増改築等をした家屋（当該増改築等又は住宅の増改築等をした部分に限る。）を平成二十九年四月一日前にこれらの規定に定めるところによりその者の居住の用に供した場合については、なお従前の例による。

附 則（平成三十一年国土交通省告示第四百九十一号）

この告示は、平成三十一年四月一日から施行する。

附 則（令和元年国土交通省告示第二百二十五号）

この告示は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

昭和63年 建設省告示第1274号 **バリアフリー** **省エネ** **同居対応** **長期優良** **住宅ローン減税** **所得税** **投資型・ローン型・住宅ローン減税**

※ P.19 をご覧下さい。

耐震リフォーム

バリアフリー
リフォーム

省エネリフォーム

同居対応
リフォーム

長期優良住宅化
リフォーム

住宅ローン減税

贈与税の
非課税措置

既存住宅の取得

登録免許税の
特例措置

不動産取得税の
軽減措置

平成20年 国土交通省告示第515号
 (最終改正…令和元年 国土交通省告示第226号)

省エネ 固定資産税

地方税法施行令(昭和二十五年政令第二百四十五号)附則第十二条第三十六項の規定に基づき、国土交通大臣が総務大臣と協議して定める改修工事を次のように定めたので告示する。

平成二十年四月三十日

国土交通大臣 冬柴鐵三

地方税法施行令附則第12条第31項に規定する国土交通大臣が総務大臣と協議して定める改修工事は、次に掲げる要件のすべてに該当するもの(当該改修工事に附帯して必要となる改修工事を含む。)とする。

- 一 次のアに定める改修工事又は次のアに定める改修工事と併せて行う次のウからオまでに定める改修工事(地域区分(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令における算出方法等に係る事項(平成28年国土交通省告示第265号)別表第10に掲げる地域の区分をいう。以下同じ。))が8地域の場合にあっては、次のイに定める改修工事又は次のイに定める改修工事と併せて行う次のウからオまでに定める改修工事)であること。
 - ア 窓の断熱性を高める改修工事(外気に接する窓(既存の窓の室内側に設置する既存の窓と一体となった窓を含む。以下同じ。))の断熱性を高める工事で、窓の熱貫流率が、地域区分に応じ、施工後に新たに別表1-1に掲げる基準値以下となるもの又はこれと同等以上の性能を有するものとなるものをいう。)
 - イ 窓の日射遮蔽性を高める改修工事(外気に接する窓の日射遮蔽性を高める工事で、開口部の建具、付属部材、ひさし、軒その他日射の侵入を防止する部分が、地域区分及び方位に応じ、施工後に新たに別表1-2に掲げる基準値以下となるもの又はこれと同等以上の性能を有するものとなるものをいう。)
 - ウ 天井等の断熱性を高める改修工事(屋根(小屋裏又は天井裏が外気に通じているものを除く。以下同じ。))、屋根の直下の天井又は外気等(外気又は外気に通じる床裏、小屋裏若しくは天井裏をいう。以下同じ。))に接する天井の断熱性を高める工事(住宅部分の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準及び一次エネルギー消費量に関する基準(平成28年国土交通省告示第266号)第1項(1)に掲げる部分以外の部分(以下「断熱構造とする部分以外の部分」という。))の工事を除く。)で、鉄筋コンクリート造、組積造その他これらに類する構造(以下「鉄筋コンクリート造等」という。))の住宅にあっては熱橋(構造部材、下地材、窓枠下材その他断熱構造を貫通する部分であって、断熱性能が周囲の部分より劣るものをいう。以下同じ。))となる部分を除いた熱貫流率が、その他の住宅にあっては熱橋となる部分(壁に設けられる横架材を除く。))による低減を勘案した熱貫流率が、それぞれ住宅の種類、断熱材の施工法、部位及び地域区分に応じ、施工後に新たに別表2に掲げる基準値以下となるもの又は各部位の断熱材の熱抵抗が、住宅の種類、断熱材の施工法及び地域区分に応じ、施工後に新たに別表3に掲げる基準値以上となるものをいう。以下同じ。)
 - エ 壁の断熱性を高める改修工事(外気等に接する壁の断熱性を高める工事(断熱構造とする部分以外の部分の工事を除く。))で、鉄筋コンクリート造等の住宅にあっては熱橋となる部分を除いた熱貫流率が、その他の住宅にあっては熱橋となる部分(壁に設けられる横架材を除く。))による低減を勘案した熱貫流率が、それぞれ住宅の種類、断熱材の施工法、部位及び地域区分に応じ、施工後に新たに別表2に掲げる基準値以下となるもの又は断熱材の熱抵抗が、住宅の種類、断熱材の施工法及び地域区分に応じ、施工後に新たに別表3に掲げる基準値以上となるもの(鉄骨造の住宅の壁であって外張断熱工法及び内張断熱工法以外のものにあつては、壁に施工する断熱材の熱抵抗が、地域、外装材(鉄骨柱及び梁の外気側において、鉄骨柱又は梁に直接接続する面状の材料をいう。以下同じ。))の熱抵抗、鉄骨柱が存する部分以外の壁(以下「一般部」という。))の断熱層(断熱材で構成される層をいう。以下同じ。))を貫通する金属製下地部材(以下「金属部材」という。))の有無及び断熱材を施工する箇所の区分に応じ、別表4に掲げる基準値以上となるもの)をいう。以下同じ。)
 - オ 床等の断熱性を高める改修工事(外気等に接する床(地盤面をコンクリートその他これに類する材料で覆ったもの又は床裏が外気に通じないもの(以下「土間床等」という。))を除く。以下同じ。))の断熱性を高める工事(外周が外気等に接する土間床等の外周部分の基礎の断熱性を高める工事を含み、断熱構造とする部分以外の部分の工事を除く。))で、鉄筋コンクリート造等の住宅にあっては熱橋となる部分を除いた熱貫流率が、その他の住宅にあっては熱橋となる部分(壁に設けられる横架材を除く。))による低減を勘案した熱貫流率が、それぞれ住宅の種類、断熱材の施工法、部位及び地域区分に応じ、施工後に新たに別表2に掲げる基準値以下となるもの又は各部位の断熱材の熱抵抗が、住宅の種類、断熱材の施工法及び地域区分に応じ、施工後に新たに別表3に掲げる基準値以上となるものをいう。以下同じ。)
- 二 天井等の断熱性を高める工事、壁の断熱性を高める工事及び床等の断熱性を高める工事にあつては、発泡プラスチック保温材(日本産業規格A 9511(発泡プラスチック保温材)に定めるものをいう。))を用いる場合にあってはB種を、建築物断熱用吹付け硬質ウレタンフォーム(日本産業規格A 9526(建築物断熱用吹付け硬質ウレタンフォーム)に定めるものをいう。))を用いる場合にあってはB種を、その他の場合にあっては発泡剤としてフロン類(フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(平成13年法律第64号)第2条第1項に規定するフロン類をいう。))を用いた断熱材を用いない工事であること。

別表1-1

地域区分	1及び2	3	4	5及び6	7
熱貫流率の基準値(単位 1平方メートルにつきワット)	2.33		3.49	4.65	
「熱貫流率」とは、内外の温度差1度の場合において1平方メートル当たり貫流する熱量をワットで表した数値をいう。					

別表1-2

住宅の種類	建具の種類若しくはその組合せ又は付属部材、ひさし、軒等の設置
一戸建ての住宅	次のイ又はロに該当するもの イ ガラスの日射熱取得率が0.68以下のものに、ひさし、軒等を設けるもの ロ 付属部材を設けるもの
共同住宅等	付属部材又はひさし、軒等を設けるもの
<p>1 「ガラスの日射熱取得率」は、日本産業規格 R3106 - 1998 (板ガラスの透過率・反射率・放射率の試験方法及び建築用板ガラスの日射熱取得率の算定方法) に定める測定方法によるものとする。</p> <p>2 「付属部材」とは、紙障子、外付けブラインド(窓の直近外側に設置され、金属製スラット等の可変により日射調整機能を有するブラインド)その他これらと同等以上の日射遮蔽性能を有し、開口部に建築的に取り付けられるものをいう。</p> <p>3 「ひさし、軒等」とは、オーバーハング型の日除けで、外壁からの出寸法がその下端から窓下端までの高さの0.3倍以上のものをいう。</p>	

別表2

住宅の種類	断熱材の施工法	部 位	熱貫流率の基準値						
			地域区分						
			1及び2	3	4	5及び6	7	8	
鉄筋コンクリート造等の住宅	内断熱工法	屋根又は天井	0.27	0.35	0.37	0.37	0.37	0.53	
		壁	0.39	0.49	0.75	0.75	0.75		
		床	外気に接する部分	0.27	0.32	0.37	0.37	0.37	
			その他の部分	0.38	0.46	0.53	0.53	0.53	
		土間床等の外周部分の基礎	外気に接する部分	0.52	0.62	0.98	0.98	0.98	
			その他の部分	1.38	1.60	2.36	2.36	2.36	
	外断熱工法	屋根又は天井	0.32	0.41	0.43	0.43	0.43	0.62	
		壁	0.49	0.58	0.86	0.86	0.86		
		床	外気に接する部分	0.27	0.32	0.37	0.37	0.37	
			その他の部分	0.38	0.46	0.53	0.53	0.53	
土間床等の外周部分の基礎		外気に接する部分	0.52	0.62	0.98	0.98	0.98		
		その他の部分	1.38	1.60	2.36	2.36	2.36		
その他の住宅		屋根又は天井	0.17	0.24	0.24	0.24	0.24	0.24	
		壁	0.35	0.53	0.53	0.53	0.53		
		床	外気に接する部分	0.24	0.24	0.34	0.34	0.34	
			その他の部分	0.34	0.34	0.48	0.48	0.48	
		土間床等の外周部分の基礎	外気に接する部分	0.27	0.27	0.52	0.52	0.52	
			その他の部分	0.71	0.71	1.38	1.38	1.38	

耐震リフォーム

バリアフリーリフォーム

省エネルギーリフォーム

同居対応リフォーム

長期優良住宅化リフォーム

住宅ローン減税

贈与税の非課税措置

既存住宅の取得

登録免許税の特例措置

不動産取得税の軽減措置

- 1 「熱貫流率」とは、内外の温度差1度の場合において1平方メートル当たり貫流する熱量をワットで表した数値であって、当該部位を熱の貫流する方向に構成している材料の種類及び厚さ、熱橋により貫流する熱量等を勘案して算出したものをいう。以下同じ。
- 2 鉄筋コンクリート造等の住宅において、「内断熱工法」とは鉄筋コンクリート造等の 構造体の内側に断熱施工する方法を、「外断熱工法」とは構造体の外側に断熱施工する 方法をいう。以下同じ。
- 3 一の住宅において複数の住宅の種類又は断熱材の施工法を採用している場合にあっては、それぞれの住宅の種類又は断熱材の施工法に応じた各部位の熱貫流率の基準値を適用するものとする。
- 4 土間床等の外周部分の基礎は、基礎の外側又は内側のいずれか又はその両方において、断熱材が地盤面に対して垂直であり、かつ、熱貫流率が表に掲げる基準値以下となる仕様で基礎底盤上端から基礎天端まで連続して施工されたもの又はこれと同等以上の断熱性能を確保できるものとしなければならない。ただし、玄関・勝手口及びこれに類する部分における土間床部分については、この限りではない。

別表3

住宅の種類	断熱材の施工法	部 位	断熱材の熱抵抗の基準値 (単位 1ワットにつき平方メートル・度)						
			地域区分						
			1及び 2	3	4	5及び 6	7	8	
鉄筋コンクリート造等の住宅	内断熱工法	屋根又は天井	3.6	2.7	2.5	2.5	2.5	1.6	
		壁	2.3	1.8	1.1	1.1	1.1		
		床	外気に接する部分	3.2	2.6	2.1	2.1	2.1	
			その他の部分	2.2	1.8	1.5	1.5	1.5	
		土間床等の外周部分の基礎	外気に接する部分	1.7	1.4	0.8	0.8	0.8	
	その他の部分		0.5	0.4	0.2	0.2	0.2		
	外断熱工法	屋根又は天井	3.0	2.2	2.0	2.0	2.0	1.4	
		壁	1.8	1.5	0.9	0.9	0.9		
		床	外気に接する部分	3.2	2.6	2.1	2.1	2.1	
			その他の部分	2.2	1.8	1.5	1.5	1.5	
土間床等の外周部分の基礎		外気に接する部分	1.7	1.4	0.8	0.8	0.8		
	その他の部分	0.5	0.4	0.2	0.2	0.2			
木造の住宅	充填断熱工法	屋根又は天井	屋根	6.6	4.6	4.6	4.6	4.6	4.6
			天井	5.7	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0
		壁	3.3	2.2	2.2	2.2	2.2		
		床	外気に接する部分	5.2	5.2	3.3	3.3	3.3	
			その他の部分	3.3	3.3	2.2	2.2	2.2	
		土間床等の外周部分の基礎	外気に接する部分	3.5	3.5	1.7	1.7	1.7	
その他の部分	1.2		1.2	0.5	0.5	0.5			

桢組壁工法の住宅	充填断熱工法	屋根又は天井	屋根	6.6	4.6	4.6	4.6	4.6	4.6
		天井	天井	5.7	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0
		壁		3.6	2.3	2.3	2.3	2.3	
		床	外気に接する部分	4.2	4.2	3.1	3.1	3.1	
			その他の部分	3.1	3.1	2.0	2.0	2.0	
		土間床等の外周部分の基礎	外気に接する部分	3.5	3.5	1.7	1.7	1.7	
その他の部分	1.2		1.2	0.5	0.5	0.5			
木造、桢組壁工法又は鉄骨造の住宅	外張断熱工法又は内張断熱工法	屋根又は天井		5.7	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0
		壁		2.9	1.7	1.7	1.7	1.7	
		床	外気に接する部分	3.8	3.8	2.5	2.5	2.5	
			その他の部分						
		土間床等の外周部分の基礎	外気に接する部分	3.5	3.5	1.7	1.7	1.7	
			その他の部分	1.2	1.2	0.5	0.5	0.5	

- 1 木造又は桢組壁工法の住宅において、「充填断熱工法」とは、屋根にあっては屋根組材の間、天井にあっては天井面、壁にあっては柱、間柱、たて桢の間及び外壁と内壁との間、床にあっては床組材の間に断熱施工する方法をいう。以下同じ。
- 2 木造、桢組壁工法又は鉄骨造の住宅において、「外張断熱工法」とは、屋根及び天井にあっては屋根たる木、小屋梁及び軒桁の外側、壁にあっては柱、間柱及びたて桢の外側、外気に接する床にあっては床組材の外側に断熱施工する方法をいう。以下同じ。
- 3 木造、桢組壁工法又は鉄骨造の住宅において、「内張断熱工法」とは、壁において柱及び間柱の内側に断熱施工する方法をいう。
- 4 一の住宅において複数の住宅の種類又は断熱材の施工法を採用している場合にあっては、それぞれの住宅の種類又は断熱材の施工法に応じた各部位の断熱材の熱抵抗の基準値を適用するものとする。
- 5 鉄筋コンクリート造等の住宅における一の部位において内断熱工法と外断熱工法を併用している場合にあっては、外側の断熱材の熱抵抗と内側の断熱材の熱抵抗の合計値について、上表における「内断熱工法」の基準値により判定できるものとする。
- 6 木造、桢組壁工法の住宅における一の部位において充填断熱工法と外張断熱工法を併用している場合にあっては、外張部分の断熱材の熱抵抗と充填部分の断熱材の熱抵抗の合計値について、上表における「充填断熱工法」の基準値により判定できるものとする。
- 7 土間床等の外周部分の基礎にあっては、基礎の外側若しくは内側のいずれか又はその両方において、断熱材が地盤面に対して垂直であり、かつ、基礎底盤上端から基礎天端まで連続して施工されたもの又はこれと同等以上の断熱性能を確保できるものとしなければならない。ただし、玄関・勝手口及びこれに類する部分における土間床部分については、この限りではない。

耐震リフォーム

バリアフリー
リフォーム

省エネルギー

同居対応
リフォーム長期優良住宅化
リフォーム

住宅ローン減税

贈与税の
非課税措置

既存住宅の取得

登録免許税の
特例措置不動産取得税の
軽減措置

別表4

地域区分	外装材の熱抵抗	一般部の断熱層を貫通する金属部材の有無	断熱材の熱抵抗の基準値 (単位 1ワットにつき平方メートル・度)		
			断熱材を施工する箇所の区分		
			鉄骨柱、鉄骨梁部分	一般部	一般部において断熱層を貫通する金属部材
1及び2	0.56以上	無し	1.91	2.12	
		有り	1.91	3.57	0.72
	0.15以上0.56未満	無し	1.91	2.43	
		有り	1.91	3.57	1.08
	0.15未満	無し	1.91	3.00	
		有り	1.91	3.57	1.43
3	0.56以上	無し	0.63	1.08	
		有り	0.63	2.22	0.33
	0.15以上0.56未満	無し	0.85	1.47	
		有り	0.85	2.22	0.50
	0.15未満	無し	1.27	1.72	
		有り	1.27	2.22	0.72
4、5、6、7及び8	0.56以上	無し	0.08	1.08	
		有り	0.08	2.22	0.33
	0.15以上0.56未満	無し	0.31	1.47	
		有り	0.31	2.22	0.50
	0.15未満	無し	0.63	1.72	
		有り	0.63	2.22	0.72

附 則（平成二十年国土交通省告示第五百十五号）

この告示は、地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金法施行令の一部を改正する政令（平成二十年政令第百五十二号）の施行の日から施行する。

附 則（平成二十一年国土交通省告示第三百八十一号）

この告示は、平成二十一年四月一日から施行する。

附 則（平成二十五年国土交通省告示第九百十二号）

この告示は、平成二十五年十月一日から施行する。

附 則（平成二十九年国土交通省告示第二百八十七号）

1 この告示は、平成二十九年四月一日から施行する。

2 平成二十九年四月一日前に地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第二号）による改正前の地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）附則第十五条の九第九項に規定する熱損失防止改修工事が完了した同項に規定する住宅又は同条第十項に規定する区分所有に係る家屋の専有部分については、なお従前の例による。

附 則（平成三十年国土交通省告示第五百五十五号）

この告示は、平成三十年四月一日から施行する。

附 則（平成三十一年国土交通省告示第四百九十二号）

この告示は、平成三十一年四月一日から施行する。

附 則（令和元年国土交通省告示第二百二十六号）

この告示は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

平成20年 国土交通省告示第516号
(最終改正…平成30年 国土交通省告示第556号)

省エネ 長期優良 固定資産税

地方税法施行規則(昭和二十九年総理府令第二十三号)附則第七条第八項第二号の規定に基づき、国土交通大臣が総務大臣と協議して定める書類を次のように定めたので告示する。

平成二十年四月三十日

国土交通大臣 冬柴鐵三

地方税法施行規則附則第七条第九項第二号及び同条第十一項第三号に規定する国土交通大臣が総務大臣と協議して定める書類は、地方税法(昭和三十五年法律第二百二十六号)附則第十五条の九第九項の住宅若しくは同条第十項の区分所有に係る家屋の専有部分において同条第九項に規定する熱損失防止改修工事が行われたものであること又は同法附則第十五条の九の二第四項の住宅若しくは同条第五項の区分所有に係る家屋の専有部分において当該工事が行われ、当該住宅若しくは当該区分所有に係る家屋の専有部分が同条第一項に規定する認定長期優良住宅に該当することとなったことを、建築士(建築士法(昭和三十五年法律第二百二号)第二十三条の三第一項の規定により登録された建築士事務所に属する建築士に限る。)、建築基準法(昭和三十五年法律第二百一号)第七十七条の二十一第一項に規定する指定確認検査機関、住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成十一年法律第八十一号)第五条第一項に規定する登録住宅性能評価機関又は特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律(平成十九年法律第六十六号)第十七条第一項の規定による指定を受けた同項に規定する住宅瑕疵担保責任保険法人が昭和六十三年建設省告示第千二百七十四号別表第二の書式により証する書類とする。

附則(平成二十年国土交通省告示第五百十六号)

この告示は、地方税法施行規則等の一部を改正する省令(平成二十年総務省令第五十七号)の施行の日から施行する。

附則(平成二十二年国土交通省告示第二百八十五号)

この告示は、平成二十二年四月一日から施行する。

附則(平成二十五年国土交通省告示第九百十三号)

この告示は、平成二十五年十月一日から施行する。

附則(平成二十八年国土交通省告示第五百九十号)

- 1 この告示は、平成二十八年四月一日から施行する。
- 2 この告示の施行日前に地方税法等の一部を改正する等の法律(平成二十八年法律第十三号)による改正前の地方税法(昭和三十五年法律第二百二十六号)附則第十五条の九第九項に規定する改修工事が完了した同項に規定する住宅又は同条第十項に規定する改修工事が完了した同項に規定する区分所有に係る家屋の専有部分については、なお従前の例による。

附則(平成二十九年四月一日国土交通省告示第二百八十八号)

- 1 この告示は、平成二十九年四月一日から施行する。
- 2 平成二十九年四月一日前に地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律(平成二十九年法律第二号)による改正前の地方税法(昭和三十五年法律第二百二十六号)附則第十五条の九第九項に規定する熱損失防止改修工事が完了した同項に規定する住宅又は同条第十項に規定する区分所有に係る家屋の専有部分については、なお従前の例による。

附則(平成三十年国土交通省告示第五百五十六号)

この告示は、平成三十年四月一日から施行する。

※増改築等工事証明書本体はP.21をご覧ください。

耐震リフォーム

バリアフリー
リフォーム

省エネリフォーム

同居対応
リフォーム

長期優良住宅化
リフォーム

住宅ローン減税

贈与税の
非課税措置

既存住宅の取得

登録免許税の
特例措置

不動産取得税の
軽減措置

地域の区分

(平成28年 国土交通省告示第265号別表第10) **省エネ** | **所得税** | **投資型・ローン型・住宅ローン減税** | **固定資産税**

建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令における算出方法等に係る事項（平成二十八年国土交通省告示第二百六十五号）
(抄)

別表第10

地域の区分	都道府県名	市町村
1	北海道	夕張市、士別市、名寄市、伊達市（旧大滝村に限る。）、留寿都村、喜茂別町、愛別町、上川町、美瑛町、南富良野町、占冠村、下川町、美深町、音威子府村、中川町、幌加内町、猿払村、浜頓別町、中頓別町、枝幸町（旧歌登町に限る。）、津別町、訓子府町、置戸町、佐呂間町、遠軽町、滝上町、興部町、西興部村、雄武町、上士幌町、中札内村、更別村、幕別町（旧忠類村に限る。）、大樹町、豊頃町、足寄町、陸別町、標茶町、弟子屈町、鶴居村、別海町、中標津町
2	北海道	札幌市、小樽市、旭川市、釧路市、帯広市、北見市、岩見沢市、網走市、留萌市、苫小牧市、稚内市、美瑛市、芦別市、江別市、赤平市、紋別市、三笠市、根室市、千歳市、滝川市、砂川市、歌志内市、深川市、富良野市、登別市、恵庭市、伊達市（旧伊達市に限る。）、北広島市、石狩市、北斗市、当別町、新篠津村、木古内町、七飯町、鹿部町、森町、八雲町（旧八雲町に限る。）、長万部町、今金町、せたな町、島牧村、寿都町、黒松内町、蘭越町、ニセコ町、真狩村、京極町、倶知安町、共和町、岩内町、泊村、神恵内村、積丹町、古平町、仁木町、余市町、赤井川村、南幌町、奈井江町、上砂川町、由仁町、長沼町、栗山町、月形町、浦臼町、新十津川町、妹背牛町、秩父別町、雨竜町、北竜町、沼田町、鷹栖町、東神楽町、当麻町、比布町、東川町、上富良野町、中富良野町、和寒町、剣淵町、増毛町、小平町、苫前町、羽幌町、初山別村、遠別町、天塩町、枝幸町（旧枝幸町に限る。）、豊富町、礼文町、利尻町、利尻富士町、幌延町、美幌町、斜里町、清里町、小清水町、湧別町、大空町、豊浦町、壮瞥町、白老町、厚真町、洞爺湖町、安平町、むかわ町、日高町、平取町、新冠町、浦河町、様似町、えりも町、新ひだか町、音更町、士幌町、鹿追町、新得町、清水町、芽室町、広尾町、幕別町（旧幕別町に限る。）、池田町、本別町、浦幌町、釧路町、厚岸町、浜中町、白糠町、標津町、羅臼町
	青森県	平川市（旧碓ヶ関村に限る。）
	岩手県	八幡平市（旧安代町に限る。）、葛巻町、岩手町、西和賀町、九戸村
	秋田県	小坂町
	福島県	檜枝岐村、南会津町（旧館岩村、旧伊南村、旧南郷村に限る。）
	栃木県	日光市（旧栗山村に限る。）
	群馬県	嬬恋村、草津町、片品村
	長野県	塩尻市（旧檜川村に限る。）、川上村、南牧村、南相木村、北相木村、軽井沢町、木祖村、木曾町（旧開田村に限る。）

地域の区分	都道府県名	市町村
3	北海道	函館市、室蘭市、松前町、福島町、知内町、八雲町（旧熊石町に限る。）、江差町、上ノ国町、厚沢部町、乙部町、奥尻町
	青森県	青森市、弘前市、八戸市、黒石市、五所川原市、十和田市、三沢市、むつ市、つがる市、平川市（旧尾上町、旧平賀町に限る。）、平内町、今別町、蓬田村、外ヶ浜町、西目屋村、藤崎町、大鱈町、田舎館村、板柳町、鶴田町、中泊町、野辺地町、七戸町、六戸町、横浜町、東北町、六ヶ所村、おいらせ町、大間町、東通村、風間浦村、佐井村、三戸町、五戸町、田子町、南部町、階上町、新郷村
	岩手県	盛岡市、花巻市、久慈市、遠野市、二戸市、八幡平市（旧西根町、旧松尾村に限る。）、一関市（旧大東町、旧藤沢町、旧千麿町、旧東山町、旧室根村に限る。）、滝沢市、雫石町、紫波町、矢巾町、住田町、岩泉町、田野畑村、普代村、軽米町、野田村、洋野町、一戸町
	宮城県	七ヶ宿町
	秋田県	能代市（旧二ツ井町に限る。）、横手市、大館市、湯沢市、鹿角市、大仙市、北秋田市、仙北市、上小阿仁村、藤里町、美郷町、羽後町、東成瀬村
	山形県	新庄市、長井市、尾花沢市、南陽市、西川町、朝日町、大江町、大石田町、金山町、最上町、舟形町、真室川町、鮭川村、戸沢村、高島町、川西町、小国町、飯豊町
	福島県	二本松市（旧東和町に限る。）、下郷町、只見町、南会津町（旧田島町に限る。）、北塩原村、磐梯町、猪苗代町、柳津町、三島町、金山町、昭和村、鮫川村、平田村、小野町、川内村、葛尾村、飯館村
	栃木県	日光市（旧足尾町に限る。）、
	群馬県	上野村、長野原町、高山村、川場村
	石川県	白山市（旧白峰村に限る。）、
	山梨県	北杜市（旧小淵沢町に限る。）、笛吹市（旧芦川村に限る。）、忍野村、山中湖村、鳴沢村、小菅村、丹波山村
	長野県	上田市（旧真田町、旧武石村に限る。）、岡谷市、小諸市、大町市、茅野市、佐久市、小海町、佐久穂町、御代田町、立科町、長和町、富士見町、原村、辰野町、平谷村、売木村、上松町、王滝村、木曾町（旧木曾福島町、旧日義村、旧三岳村に限る。）、麻績村、生坂村、朝日村、筑北村、白馬村、小谷村、高山村、山ノ内町、野沢温泉村、信濃町、小川村、飯綱町
	岐阜県	飛騨市、郡上市（旧高鷲村に限る。）、下呂市（旧小坂町、旧馬瀬村に限る。）、白川村
	奈良県	野迫川村
広島県	廿日市市（旧吉和村に限る。）、	

耐震リフォーム

バリアフリーリフォーム

省エネルギーリフォーム

同居対応リフォーム

長期優良住宅化リフォーム

住宅ローン減税

贈与税の非課税措置

既存住宅の取得

登録免許税の特例措置

不動産取得税の軽減措置

地域の区分	都道府県名	市町村
4	青森県	鱒ヶ沢町、深浦町
	岩手県	宮古市、大船渡市、北上市、一関市（旧一関市、旧花泉町、旧川崎村に限る。）、陸前高田市、釜石市、奥州市、金ヶ崎町、平泉町、大槌町、山田町
	宮城県	石巻市、塩竈市、気仙沼市、白石市、名取市、角田市、岩沼市、登米市、栗原市、東松島市、大崎市、蔵王町、大河原町、村田町、柴田町、川崎町、丸森町、亘理町、松島町、七ヶ浜町、利府町、大和町、大郷町、富谷市、大衡村、色麻町、加美町、涌谷町、美里町、女川町、南三陸町
	秋田県	秋田市、能代市（旧能代市に限る。）、男鹿市、由利本荘市、潟上市、三種町、八峰町、五城目町、八郎潟町、井川町、大潟村
	山形県	山形市、米沢市、鶴岡市、酒田市（旧八幡町、旧松山町、旧平田町に限る。）、寒河江市、上山市、村山市、天童市、東根市、山辺町、中山町、河北町、大蔵村、白鷹町、三川町、庄内町、遊佐町
	福島県	会津若松市、白河市、須賀川市、喜多方市、二本松市（旧二本松市、旧安達町、旧岩代町に限る。）、田村市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町、大玉村、鏡石町、天栄村、西会津町、会津坂下町、湯川村、会津美里町、西郷村、泉崎村、中島村、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、石川町、玉川村、浅川町、古殿町、三春町
	茨城県	城里町（旧七会村に限る。）、大子町
	栃木県	日光市（旧日光市、旧今市市、旧藤原町に限る。）、那須塩原市、塩谷町、那須町
	群馬県	高崎市（旧倉渟村に限る。）、桐生市（旧黒保根村に限る。）、沼田市、神流町、南牧村、中之条町、東吾妻町、昭和村、みなかみ町
	埼玉県	秩父市（旧大滝村に限る。）、
	東京都	檜原村、奥多摩町
	新潟県	小千谷市、十日町市、村上市、魚沼市、南魚沼市、阿賀町、湯沢町、津南町、関川村
	石川県	白山市（旧河内村、旧吉野谷村、旧鳥越村、旧尾口村に限る。）、
	福井県	池田町
	山梨県	甲府市（旧上九一色村に限る。）、富士吉田市、北杜市（旧明野村、旧須玉町、旧高根町、旧長坂町、旧大泉村、旧白州町に限る。）、甲州市（旧大和村に限る。）、道志村、西桂町、富士河口湖町
長野県	長野市、松本市、上田市（旧上田市、旧丸子町に限る。）、諏訪市、須坂市、伊那市、駒ヶ根市、中野市、飯山市、塩尻市（旧塩尻市に限る。）、千曲市、東御市、安曇野市、青木村、下諏訪町、箕輪町、飯島町、南箕輪村、中川村、宮田村、松川町、高森町、阿南町、阿智村、根羽村、下篠村、天龍村、泰阜村、豊丘村、大鹿村、南木曾町、大桑村、山形村、池田町、松川村、坂城町、小布施町、木島平村、栄村	

地域の区分	都道府県名	市町村
	岐阜県	高山市、中津川市（旧長野県木曾郡山口村、旧坂下町、旧川上村、旧加子母村、旧付知町、旧福岡町、旧蛭川村に限る。）、本巢市（旧根尾村に限る。）、郡上市（旧八幡町、旧大和町、旧白鳥町、旧明宝村、旧和良村に限る。）、下呂市（旧萩原町、旧下呂町、旧金山町に限る。）、東白川村
	愛知県	豊田市（旧稲武町に限る。）、設楽町（旧津具村に限る。）、豊根村
	兵庫県	香美町（旧村岡町、旧美方町に限る。）
	奈良県	奈良市（旧都祁村に限る。）、五條市（旧大塔村に限る。）、曾爾村、御杖村、黒滝村、天川村、川上村
	和歌山県	高野町
	鳥取県	若桜町、日南町、日野町
	島根県	飯南町、吉賀町
	岡山県	津山市（旧阿波村に限る。）、真庭市（旧湯原町、旧美甘村、旧川上村、旧八束村、旧中和村に限る。）、新庄村、西粟倉村、吉備中央町
	広島県	庄原市（旧総領町、旧西城町、旧東城町、旧口和町、旧高野町、旧比和町に限る。）、安芸太田町、世羅町、神石高原町
	愛媛県	新居浜市（旧別子山村に限る。）、久万高原町
	高知県	いの町（旧本川村に限る。）、梶原町
5	宮城県	仙台市、多賀城市、山元町
	秋田県	にかほ市
	山形県	酒田市（旧酒田市に限る。）
	福島県	福島市、郡山市、いわき市、相馬市、南相馬市、広野町、楡葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、新地町
	茨城県	水戸市、土浦市（旧新治村に限る。）、石岡市、結城市、下妻市、常総市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、笠間市、取手市、牛久市、つくば市、ひたちなか市、常陸大宮市、那珂市、筑西市、坂東市、稲敷市、かすみがうら市、桜川市、行方市、鉾田市、つくばみらい市、小美玉市、茨城町、大洗町、城里町（旧常北町、旧桂村に限る。）、東海村、美浦村、阿見町、河内町、八千代町、五霞町、境町、利根町
	栃木県	宇都宮市、栃木市、鹿沼市、小山市、真岡市、大田原市、矢板市、さくら市、那須烏山市、下野市、上三川町、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町、壬生町、野木町、高根沢町、那珂川町
群馬県	桐生市（旧新里村に限る。）、渋川市、富岡市、安中市、みどり市、榛東村、吉岡町、下仁田町、甘楽町、板倉町	

耐震リフォーム

バリアフリー
リフォーム省エネルギー
リフォーム同居対応
リフォーム長期優良住宅化
リフォーム

住宅ローン減税

贈与税の
非課税措置

既存住宅の取得

登録免許税の
特例措置不動産取得税の
軽減措置

地域の区分	都道府県名	市町村
	埼玉県	秩父市（旧秩父市、旧吉田町、旧荒川村に限る。）、飯能市、日高市、毛呂山町、越生町、滑川町、嵐山町、小川町、川島町、吉見町、鳩山町、ときがわ町、横瀬町、皆野町、長瀨町、小鹿野町、東秩父村、美里町、神川町、寄居町
	千葉県	印西市、富里市、栄町、神崎町
	東京都	青梅市、羽村市、あきる野市、瑞穂町、日の出町
	神奈川県	山北町、愛川町、清川村
	新潟県	新潟市、長岡市、三条市、柏崎市、新発田市、加茂市、見附市、燕市、糸魚川市、妙高市、五泉市、上越市、阿賀野市、佐渡市、胎内市、聖籠町、弥彦村、田上町、出雲崎町、刈羽村、粟島浦村
	富山県	富山市、高岡市、魚津市、氷見市、滑川市、黒部市、砺波市、小矢部市、南砺市、射水市、舟橋村、上市町、立山町、入善町、朝日町
	石川県	七尾市、輪島市、珠洲市、加賀市、羽咋市、かほく市、白山市（旧美川町、旧鶴来町に限る。）、能美市、川北町、津幡町、内灘町、志賀町、宝達志水町、中能登町、穴水町、能登町
	福井県	大野市、勝山市、あわら市、坂井市、永平寺町、南越前町、若狭町
	山梨県	甲府市（旧中道町に限る。）、都留市、山梨市、大月市、韮崎市、南アルプス市、北杜市（旧武川村に限る。）、甲斐市、笛吹市（旧春日居町、旧石和町、旧御坂町、旧一宮町、旧八代町、旧境川村に限る。）、上野原市、甲州市（旧塩山市、旧勝沼町に限る。）、中央市、市川三郷町、早川町、身延町、富士川町
	長野県	飯田市、喬木村
	岐阜県	大垣市（旧上石津町に限る。）、中津川市（旧中津川市に限る。）、美濃市、瑞浪市、恵那市、郡上市（旧美並村に限る。）、土岐市、関ヶ原町、坂祝町、富加町、川辺町、七宗町、八百津町、白川町、御嵩町
	静岡県	御殿場市、小山町、川根本町
	愛知県	設楽町（旧設楽町に限る。）、東栄町
	三重県	津市（旧美杉村に限る。）、名張市、いなべ市（旧北勢町、旧藤原町に限る。）、伊賀市
	滋賀県	大津市、彦根市、長浜市、栗東市、甲賀市、野洲市、湖南市、高島市、東近江市、米原市、日野町、竜王町、愛荘町、豊郷町、甲良町、多賀町
	京都府	福知山市、綾部市、宮津市、亀岡市、京丹後市、南丹市、宇治田原町、笠置町、和束町、南山城村、京丹波町、与謝野町
	大阪府	豊能町、能勢町

地域の区分	都道府県名	市町村
	兵庫県	豊岡市、西脇市、三田市、加西市、丹波篠山市、養父市、丹波市、朝来市、宍粟市、加東市、猪名川町、多可町、市川町、神河町、上郡町、佐用町、新温泉町（旧温泉町に限る。）
	奈良県	生駒市、宇陀市、山添村、平群町、吉野町、大淀町、下市町、十津川村、下北山村、上北山村、東吉野村
	和歌山県	田辺市（旧龍神村に限る。）、かつらぎ町（旧花園村に限る。）、日高川町（旧美山村に限る。）、
	鳥取県	倉吉市、智頭町、八頭町、三朝町、南部町、江府町
	島根県	益田市（旧美都町、旧匹見町に限る。）、雲南市、奥出雲町、川本町、美郷町、邑南町、津和野町
	岡山県	津山市（旧津山市、旧加茂町、旧勝北町、旧久米町に限る。）、高梁市、新見市、備前市、真庭市（旧北房町、旧勝山町、旧落合町、旧久世町に限る。）、美作市、和気町、鏡野町、勝央町、奈義町、久米南町、美咲町
	広島県	府中市、三次市、庄原市（旧庄原市に限る。）、東広島市、廿日市市（旧佐伯町に限る。）、安芸高田市、熊野町、北広島町
	山口県	下関市（旧豊田町に限る。）、萩市（旧むつみ村、旧福栄村に限る。）、美祿市
	徳島県	三好市、上勝町
	愛媛県	大洲市（旧肱川町、旧河辺村に限る。）、内子町（旧小田町に限る。）、
	高知県	本山町、大豊町、土佐町、大川村、いの町（旧吾北村に限る。）、仁淀川町
	福岡県	東峰村
	熊本県	八代市（旧泉村に限る。）、阿蘇市、南小国町、小国町、産山村、高森町、南阿蘇村、山都町、水上村、五木村
	大分県	佐伯市（旧宇目町に限る。）、由布市（旧湯布院町に限る。）、九重町、玖珠町
宮崎県	椎葉村、五ヶ瀬町	
6	茨城県	日立市、土浦市（旧新治村を除く。）、古河市、龍ヶ崎市、鹿嶋市、潮来市、守谷市、神栖市
	栃木県	足利市、佐野市
	群馬県	前橋市、高崎市（旧倉渕村を除く。）、桐生市（旧桐生市に限る。）、伊勢崎市、太田市、館林市、藤岡市、玉村町、明和町、千代田町、大泉町、邑楽町

耐震リフォーム

バリアフリー
リフォーム省エネルギー
リフォーム同居対応
リフォーム長期優良住宅化
リフォーム

住宅ローン減税

贈与税の
非課税措置

既存住宅の取得

登録免許税の
特例措置不動産取得税の
軽減措置

地域の区分	都道府県名	市町村
	埼玉県	さいたま市、川越市、熊谷市、川口市、行田市、所沢市、加須市、本庄市、東松山市、春日部市、狭山市、羽生市、鴻巣市、深谷市、上尾市、草加市、越谷市、蕨市、戸田市、入間市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、桶川市、久喜市、北本市、八潮市、富士見市、三郷市、蓮田市、坂戸市、幸手市、鶴ヶ島市、吉川市、ふじみ野市、白岡市、伊奈町、三芳町、上里町、宮代町、杉戸町、松伏町
	千葉県	千葉市、銚子市、市川市、船橋市、木更津市、松戸市、野田市、茂原市、成田市、佐倉市、東金市、旭市、習志野市、柏市、市原市、流山市、八千代市、我孫子市、鴨川市、鎌ヶ谷市、
	東京都	東京23区、八王子市、立川市、武蔵野市、三鷹市、府中市、昭島市、調布市、町田市、小金井市、小平市、日野市、東村山市、国分寺市、国立市、福生市、狛江市、東大和市、清瀬市、東久留米市、武蔵村山市、多摩市、稲城市、西東京市
	神奈川県	横浜市、川崎市、相模原市、平塚市、鎌倉市、小田原市、茅ヶ崎市、逗子市、秦野市、厚木市、大和市、伊勢原市、海老名市、座間市、南足柄市、綾瀬市、葉山町、寒川町、大磯町、二宮町、中井町、大井町、松田町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町
	石川県	金沢市、白山市（旧松任市に限る。）、小松市、野々市市
	福井県	福井市、敦賀市、小浜市、鯖江市、越前市、越前町、美浜町、高浜町、おおい町
	山梨県	甲府市（旧甲府市に限る。）、南部町、昭和町
	岐阜県	岐阜市、大垣市（旧大垣市、旧墨俣町に限る。）、多治見市、関市、羽島市、美濃加茂市、各務原市、可児市、山県市、瑞穂市、本巣市（旧本巣町、旧真正町、旧糸貫町に限る。）、海津市、岐南町、笠松町、養老町、垂井町、神戸町、輪之内町、安八町、揖斐川町、大野町、池田町、北方町
	静岡県	浜松市、熱海市、三島市、富士宮市、島田市、掛川市、袋井市、裾野市、湖西市、伊豆市、菊川市、伊豆の国市、西伊豆町、函南町、長泉町、森町
	愛知県	名古屋市、岡崎市、一宮市、瀬戸市、半田市、春日井市、豊川市、津島市、碧南市、刈谷市、豊田市（旧稲武町を除く。）、安城市、西尾市、蒲郡市、犬山市、常滑市、江南市、小牧市、稲沢市、新城市、東海市、大府市、知多市、知立市、尾張旭市、高浜市、岩倉市、豊明市、日進市、田原市、愛西市、清須市、北名古屋市、弥富市、みよし市、あま市、長久手市、東郷町、豊山町、大口町、扶桑町、大治町、蟹江町、飛島村、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町、幸田町
	三重県	津市（旧津市、旧久居市、旧河芸町、旧芸濃町、旧美里村、旧安濃町、旧香良洲町、旧一志町、旧白山町に限る。）、四日市市、伊勢市、松阪市、桑名市、鈴鹿市、尾鷲市、亀山市、鳥羽市、いなべ市（旧員弁町、旧大安町に限る。）、志摩市、木曾岬町、東員町、菰野町、朝日町、川越町、多気町、明和町、大台町、玉城町、度会町、大紀町、南伊勢町、紀北町
	滋賀県	近江八幡市、草津市、守山市

地域の区分	都道府県名	市町村
	京都府	京都市、舞鶴市、宇治市、城陽市、向日市、長岡京市、八幡市、京田辺市、木津川市、大山崎町、久御山町、井手町、精華町、伊根町
	大阪府	大阪市、堺市、岸和田市、豊中市、池田市、吹田市、泉大津市、高槻市、貝塚市、守口市、枚方市、茨木市、八尾市、泉佐野市、富田林市、寝屋川市、河内長野市、松原市、大東市、和泉市、箕面市、柏原市、羽曳野市、門真市、摂津市、高石市、藤井寺市、東大阪市、泉南市、四條畷市、交野市、大阪狭山市、阪南市、島本町、忠岡町、熊取町、田尻町、太子町、河南町、千早赤阪村
	兵庫県	神戸市、姫路市、尼崎市、明石市、西宮市、洲本市、芦屋市、伊丹市、相生市、加古川市、赤穂市、宝塚市、三木市、高砂市、川西市、小野市、南あわじ市、淡路市、たつの市、稲美町、播磨町、福崎町、太子町、香美町（旧村岡町、旧美方町を除く。）、新温泉町（旧浜坂町に限る。）
	奈良県	奈良市（旧都祁村を除く。）、大和高田市、大和郡山市、天理市、橿原市、桜井市、五條市（旧大塔村を除く。）、御所市、香芝市、葛城市、三郷町、斑鳩町、安堵町、川西町、三宅町、田原本町、高取町、明日香村、上牧町、王寺町、広陵町、河合町
	和歌山県	海南市、橋本市、有田市、田辺市（旧本宮町に限る。）、紀の川市、岩出市、紀美野町、かつらぎ町（旧花園村を除く。）、九度山町、湯浅町、広川町、有田川町、日高町、由良町、日高川町（旧川辺町、旧中津村に限る。）、上富田町、北山村
	鳥取県	鳥取市、米子市、境港市、岩美町、湯梨浜町、琴浦町、北栄町、日吉津村、大山町、伯耆町
	島根県	松江市、浜田市、出雲市、益田市（旧益田市に限る。）、大田市、安来市、江津市、海士町、西ノ島町、知夫村、隠岐の島町
	岡山県	岡山市、倉敷市、玉野市、笠岡市、井原市、総社市、瀬戸内市、赤磐市、浅口市、早島町、里庄町、矢掛町
	広島県	広島市、呉市、竹原市、三原市、尾道市、福山市、大竹市、廿日市市（旧佐伯町、旧吉和村を除く。）、江田島市、府中町、海田町、坂町、大崎上島町
	山口県	宇部市、山口市、萩市（旧萩市、旧川上村、旧田万川町、旧須佐町、旧旭村に限る。）、防府市、下松市、岩国市、光市、長門市、柳井市、周南市、山陽小野田市、周防大島町、和木町、上関町、田布施町、平生町、阿武町
	徳島県	徳島市、鳴門市、吉野川市、阿波市、美馬市、勝浦町、佐那河内村、石井町、神山町、那賀町、牟岐町、松茂町、北島町、藍住町、板野町、上板町、つるぎ町、東みよし町
	香川県	全ての市町
	愛媛県	今治市、八幡浜市、西条市、大洲市（旧大洲市、旧長浜町に限る。）、伊予市、四国中央市、西予市、東温市、上島町、砥部町、内子町（旧内子町、旧五十崎町に限る。）、伊方町、松野町、鬼北町

耐震リフォーム

バリアフリーリフォーム

省エネルギーリフォーム

同居対応リフォーム

長期優良住宅化リフォーム

住宅ローン減税

贈与税の非課税措置

既存住宅の取得

登録免許税の特例措置

不動産取得税の軽減措置

地域の区分	都道府県名	市町村
	高知県	香美市、馬路村、いの町（旧伊野町に限る。）、佐川町、越知町、日高村、津野町、四万十町、三原村、黒潮町
	福岡県	北九州市、大牟田市、久留米市、直方市、飯塚市、田川市、柳川市、八女市、筑後市、大川市、行橋市、豊前市、中間市、小郡市、筑紫野市、春日市、大野城市、宗像市、太宰府市、古賀市、福津市、うきは市、宮若市、嘉麻市、朝倉市、みやま市、糸島市、那珂川市、宇美町、篠栗町、須恵町、久山町、水巻町、岡垣町、遠賀町、小竹町、鞍手町、桂川町、筑前町、大刀洗町、大木町、広川町、香春町、添田町、糸田町、川崎町、大任町、赤村、福智町、苅田町、
	佐賀県	全ての市町
	長崎県	佐世保市、松浦市、対馬市、雲仙市（旧小浜町に限る。）、東彼杵町、川棚町、波佐見町、佐々町
	熊本県	八代市（旧坂本村、旧東陽村に限る。）、人吉市、荒尾市、玉名市、山鹿市、菊池市、合志市、美里町、玉東町、南関町、和水町、大津町、菊陽町、西原村、御船町、益城町、甲佐町、錦町、多良木町、湯前町、相良村、山江村、球磨村、あさぎり町
	大分県	大分市（旧野津原町に限る。）、別府市、中津市、日田市、臼杵市、津久見市、竹田市、豊後高田市、杵築市、宇佐市、豊後大野市、由布市（旧挾間町、旧庄内町に限る。）、国東市、姫島村、日出町
	宮崎県	小林市、えびの市、高原町、西米良村、諸塚村、美郷町、高千穂町、日之影町
	鹿児島県	伊佐市、湧水町
7	千葉県	館山市、勝浦市
	東京都	大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村、
	神奈川県	横須賀市、藤沢市、三浦市
	静岡県	静岡市、沼津市、伊東市、富士市、磐田市、焼津市、藤枝市、下田市、御前崎市、牧之原市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町、清水町、吉田町
	愛知県	豊橋市
	三重県	熊野市、御浜町、紀宝町
	大阪府	岬町
	和歌山県	和歌山市、御坊市、田辺市（旧龍神村、旧本宮町を除く。）、新宮市、美浜町、印南町、みなべ町、白浜町、すさみ町、那智勝浦町、太地町、古座川町、串本町
	山口県	下関市（旧豊田町を除く。）
	徳島県	小松島市、阿南市、美波町、海陽町

地域の区分	都道府県名	市町村
	愛媛県	松山市、宇和島市、新居浜市（旧新居浜市に限る。）、松前町、愛南町
	高知県	高知市、室戸市、安芸市、南国市、土佐市、須崎市、宿毛市、土佐清水市、四万十市、香南市、東洋町、奈半利町、田野町、安田町、北川村、芸西村、中土佐町、大月町
	福岡県	福岡市、志免町、新宮町、粕屋町、芦屋町
	長崎県	長崎市、島原市、諫早市、大村市、平戸市、壱岐市、五島市、西海市、雲仙市（旧小浜町を除く。）、南島原市、長与町、時津町、小値賀町、新上五島町
	熊本県	熊本市、八代市（旧八代市、旧千丁町、旧鏡町に限る。）、水俣市、宇土市、上天草市、宇城市、天草市、長洲町、嘉島町、氷川町、芦北町、津奈木町、苓北町
	大分県	大分市（旧野津原町を除く。）、佐伯市（旧宇目町を除く。）
	宮崎県	宮崎市、都城市、延岡市、日南市、日向市、串間市、西都市、三股町、国富町、綾町、高鍋町、新富町、木城町、川南町、都農町、門川町
	鹿児島県	鹿児島市、鹿屋市、枕崎市、阿久根市、出水市、指宿市、西之表市、垂水市、薩摩川内市、日置市、曾於市、霧島市、いちき串木野市、南さつま市、志布志市、南九州市、姶良市、三島村、十島村、さつま町、長島町、大崎町、東串良町、錦江町、南大隅町、肝付町、中種子町、南種子町、屋久島町
8	東京都	小笠原村
	鹿児島県	奄美市、大和村、宇検村、瀬戸内町、龍郷町、喜界町、徳之島町、天城町、伊仙町、和泊町、知名町、与論町
	沖縄県	全ての市町村

備考 この表に掲げる区域は、令和元年5月1日における行政区画によって表示されたものとする。ただし、括弧内に記載する区域は、平成13年8月1日における旧行政区画によって表示されたものとする。

耐震リフォーム

バリアフリー
リフォーム

省エネルギーリフォーム

同居対応
リフォーム

長期優良住宅化
リフォーム

住宅ローン減税

贈与税の
非課税措置

既存住宅の取得

登録免許税の
特例措置

不動産取得税の
軽減措置